

横浜市石油コンビナート等 防災対策編

目次

横浜市石油コンビナート等
防災対策編

第1部 総則

第1章 計画の目的	2
第2章 計画の性格	2
第3章 計画の基本方針	
第1節 特定事業者等の措置	2
第2節 防災体制の整備強化	2
第3節 予防対策と初期活動の充実	3
第4章 本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱	
第1節 本市が行うべき業務の大綱	3
第2節 防災関係機関等の業務の大綱	
1 神奈川県	3
2 特定地方行政機関	4
3 自衛隊	5
4 神奈川県警察	5
第5章 本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱	
第1節 特定事業者の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第2節 その他の事業所等の協力	
1 その他の事業所	6
2 住民の協力	6
第6章 災害想定	6

第2部 特別防災区域の現況

第1章 特別防災区域の範囲	
第1節 指定区域	
1 京浜臨海地区	8
2 根岸臨海地区	8
第2章 特別防災区域の特質	
第1節 地勢（位置等）	10
第2節 臨海部の地質・地盤	
1 京浜臨海地区（川崎市含む。）	10
2 根岸臨海地区	10
第3節 社会的条件	
1 港湾の概況	10
2 道路の概況	12

第3章	特別事業所の概況	
第1節	特定事業所配備状況	
1	面積及び特定事業所数	12
2	石油の貯蔵、取扱量	15
3	屋外タンク貯蔵所の設置状況	15
4	特定事業所の危険物許可施設数	16
5	石油・高圧ガス等の貯蔵、取扱、処理量	16
第2節	特定事業所の共同防災組織等の現況	
1	共同防災組織の設置状況	17
2	広域共同防災組織の設置状況	17
3	特別防災区域協議会の設置状況	17
4	特別防災区域内特定事業所一覧	18
第4章	消防（防災）体制の現況	
第1節	本市の消防力	
1	消防署所等	19
2	消防団	19
第2節	特定事業所の消防力	20
第3節	大容量泡放射システムの概況	21
第4節	その他の防災関係機関の消防力	
1	第三管区海上保安本部	22
2	本市港湾局	22
3	海上自衛隊	22

第3部 災害予防計画

第1章	防災関係機関における予防対策	
第1節	特定事業所等に対する監督指導の徹底	
1	立入検査の実施	24
第2節	消防力の整備充実	
1	化学消防力の整備強化と適正配置	25
2	水上消防力の確保	25
3	消防用資機材の整備強化	25
第3節	海上流出油防災体制の整備	
1	防災資機材の整備	25
2	京浜臨海地区及び根岸臨海地区における流出油遮断計画	25
第4節	防災訓練の実施	
1	訓練実施の時期及び場所	26
2	訓練の種目	26
3	実施の方法	27
第5節	米海軍鶴見貯油施設等の安全対策	27

第4部 応急対策

第1章 防災組織体制

第1節 初動体制の強化

- 1 危機管理宿日直制度……………29
- 2 災害応急対策員……………29
- 3 緊急対策チーム……………30
- 4 区役所と消防署の連携……………30

第2節 石油コンビナート等防災本部

- 1 石油コンビナート等防災本部の設置……………30
- 2 防災本部への派遣……………31

第3節 警戒体制等の早期確立

- 1 警戒体制の確立……………32
- 2 警戒本部の組織体制等……………32
- 3 区警戒本部……………34

第4節 現地本部

- 1 現地本部の設置……………35
- 2 区本部の設置……………45

第5節 応援協力体制

- 1 本市と他機関等との協定……………46
- 2 事業所間……………46
- 3 自衛隊に対する応援要請……………46

第2章 情報連絡体制

第1節 地震情報等の情報受伝達体制

- 1 地震に関する情報受伝達系統……………47
- 2 津波予報等に関する情報受伝達系統……………48

第2節 異常現象等発生時の連絡体制

- 1 通報系統……………49
- 2 情報収集伝達……………52
- 3 通信手段……………56

第3章 災害の防御活動

第1節 屋外タンク貯蔵所における災害

- 1 実施内容……………57

第2節 屋内貯蔵所、屋外貯蔵所及び移送取扱所における災害

- 1 実施内容……………58

第3節 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）における災害

- 1 実施内容……………59

第4節 プラント等災害

- 1 実施内容……………59

第5節 海上流出油災害

- 1 実施内容……………59

第4章	救助・救急	
第1節	実施内容	
1	本市の措置	60
2	県警察（関係警察署）の措置	61
3	第三管区海上保安本部（横浜海上保安部）の措置	61
4	その他の消防関係機関及び特定事業所等の措置	61
第5章	医療救護対策	
第1節	事故発生時における医療救護体制	
1	医療救護活動の基本	62
2	医療救護班等の活動体制	63
3	医療の範囲及び期間	64
4	医療救護活動	64
第2節	震災時における医療救護体制	65
第6章	災害時の広報と報道	
第1節	実施内容	
1	災害時広報	66
2	災害時報道	67
第7章	避難と受入れ	
第1節	避難計画	
1	避難の勧告及び指示	68
2	避難施設での受入れ	70
3	避難誘導	70
第2節	被災者の受入れ	
1	事故災害時における開設等	70
2	震災時における避難場所の開設	71
第8章	警戒・警備	
第1節	実施内容	
1	市の措置	72
2	県警察（関係警察署）の措置	73
3	第三管区海上保安本部（横浜海上保安部）の措置	73
4	環境創造局及び県（薬務課、消防保安課）	73
第9章	緊急輸送対策	
第1節	実施内容	
1	緊急輸送路等の確保	74
2	海上輸送による緊急物資の受入れ及び輸送体制	75
3	第三管区海上保安本部（横浜海上保安部）の措置	75
4	広域共同防災組織の措置	75
5	その他の防災関係機関及び特定事業所の措置	75
6	応援協力関係	75
第10章	交通規制	
第1節	実施内容	
1	道路交通規制の実施	76
2	海上交通規制の実施	77

第11章 災害救助法の適用	79
第12章 生活関連施設の応急復旧活動	79

第5部 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 本市の活動体制	
1 気象庁が発表する南海トラフ臨時情報の種類による本市の配備体制	81
2 現地本部	81
3 区本部	82
4 現地本部等の廃止	82
第2章 住民の防災対応等	
1 日頃からの地震への備えの周知啓発等	82
2 津波からの避難対策	82

第 1 部 総 則

第1部 総則

第1章 計画の目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）に基づく「神奈川県石油コンビナート等防災計画（以下「県コンビナート計画」という。）を受けて、横浜市域に係る災害の未然防止と被害の拡大防止を図るため、災害予防対策、応急対策及び復旧対策の実施に必要な事項を定め、もつて市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2章 計画の性格

この計画は、石災法第31条に基づく、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害に関し、県コンビナート計画に基づき、主として横浜市（以下「本市」という。）が実施する防災対策の細部運用を定めた計画である。

なお、この計画に定めのない事項は、当該災害の状況に応じて、「横浜市防災計画」を準用し、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 計画の基本方針

第1節 特定事業所等の措置

特定事業所等は、災害防止の第一義的責任を負うことを自覚し、防災関係諸法令等に基づいて具体的な防災対策を実施して、当該事業所内の関係施設の安全はもとより、各事業所相互間の協力体制を確立し、地域の一体的防災体制の充実強化に努めるものとする。

第2節 防災体制の整備強化

災害時には、初動段階での対応がその後の防災対策の成否に重大な影響をおよぼすことから、初動体制強化の取組や迅速な要員の確保、防災関係機関との連携など、防災体制の整備強化を図る。

第3節 予防対策と初期活動の充実

すべての防災関係機関等は、特別防災区域の災害の特殊性に鑑み、災害の発生を未然に防止するための予防対策の充実と発災初期の防災活動に万全を期するように努めるものとする。

第4章 本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

第1節 本市が行うべき業務の大綱

- 1 防災訓練の実施及び指導
- 2 特定事業所に対する立入検査
- 3 防災組織（自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織）の整備及び育成指導
- 4 危険物施設、設備等の保安管理の指導、監督
- 5 特定防災施設、防災資機材等の整備強化に関する指導及び監督
- 6 防災に必要な物資及び資機材等の備蓄及び整備
- 7 防災に関する調査、研究及び教育
- 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 9 消防活動、その他応急措置
- 10 被災者に対する救助及び救護の実施
- 11 災害による被害状況調査、災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- 12 神奈川県石油コンビナート等現地防災本部（以下「石油コンビナート等現地防災本部」という。）の運営
- 13 避難の指示、勧告及び誘導その他の避難対策
- 14 保健衛生
- 15 被災施設の復旧
- 16 その他の災害応急対策
- 17 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

1 神奈川県

- 1 石油コンビナート等防災本部の運営
- 2 防災組織（自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織）の整備
- 3 関係市等の防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- 4 防災訓練の実施
- 5 特定事業所に対する立入検査
- 6 危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督
- 7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- 8 防災に関する調査、研究及び教育
- 9 初動対応の基本方針及び初動対応マニュアルの作成
- 10 神奈川県石油コンビナート等現地防災本部の設置
- 11 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 12 緊急輸送手段の確保
- 13 保健衛生
- 14 関係市が実施する被災者の救助及び救護の応援
- 15 災害救助法に基づく被災者の救助

- 16 緊急消防援助隊の派遣要請
- 17 広域緊急援助隊の派遣要請
- 18 関係市に対する災害防ぎよに関する指示
- 19 自衛隊の派遣要請
- 20 被災施設の復旧
- 21 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 特定地方行政機関等

関東管区 警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各警察の災害警備活動の指導調整 2 管区内各警察の相互援助の調整 3 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携 4 警察通信の確保及び通信統制 5 津波警報の伝達
神奈川労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働災害防止に関する指導及び監督 2 労働安全教育の指導及び援助 3 特定事業所に対する立入検査 4 災害に関する情報の収集及び伝達 5 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
関東東北産業 保安監督部 及び関東 経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認 2 特定事業所に対する立入検査 3 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等施設及び特定事業所の保安に関する指導、監督及び災害発生時の調査 4 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保 5 災害に関する情報の収集及び伝達 6 特定事業所に対する防災のための必要な資金の確保 7 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 8 被災中小企業の振興
関東地方 整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練の実施 2 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達 3 災害に関する情報の収集及び広報 4 災害時における交通確保 5 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施 6 災害復旧工事の施工 7 再度災害防止工事の施工 8 港湾施設、海岸保全施設等の整備 9 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策 10 港湾施設、海岸保全施設の緊急復旧工事の施工 11 海洋の汚染の防除事業の実施

<p>第三管区 海上保安本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所に対する立入検査 4 港湾の状況等の調査研究 5 船艇、航空機による警報等の伝達 6 船艇、航空機等を活用した情報収集 7 活動体制の確立 8 船艇、航空機等による海難救助等 9 船艇、航空機による傷病者、医師、避難者及び救助物資等の緊急輸送 10 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 11 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 12 排出油等の防除等 13 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 14 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 15 海上における治安の維持 16 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 17 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導 18 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置 19 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
------------------------	--

3 自衛隊

<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 通信情報活動 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与 6 その他応急復旧活動等の支援等

4 神奈川県警察（以下「県警察」という。）

<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等関係施設の実態把握 2 関係機関との相互連携と連絡体制の整備 3 危険物等災害装備資機材の整備 4 関係法令に定める権限の行使 5 防災訓練の実施 6 災害に関する情報の収集
--

- 7 救出救助活動
- 8 避難誘導その他の避難対策
- 9 立入禁止区域の設定
- 10 交通規制等交通対策
- 11 危険物等の防除活動
- 12 その他社会的秩序の維持

第5章 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱及びその他の事業所等の協力

第1節 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 関係法令及び行政指導基準等に基づく関係施設等の安全管理の徹底
- 2 自衛防災組織の設置・整備
- 3 特定防災施設等、防災資機材等の充実強化
- 4 防災教育及び防災訓練の励行
- 5 災害時における防衛活動の実施
- 6 特別防災区域協議会の設置
- 7 相互応援体制の確立
- 8 共同防災組織の設置・整備
- 9 広域共同防災組織の設置・整備

第2節 その他の事業所等の協力

1 その他の事業所

特別防災区域に所在する特定事業所以外の事業所は、関係法令及び行政指導基準等に基づいて関係施設の安全措置の徹底を期するとともに、防災組織及び防災資機材の整備充実等防災体制の強化に努める。また、災害時においては、防災関係機関及び他の事業所等の行う防災活動に、積極的に協力する。

2 住民の協力

特別防災区域内及び同隣接地域の住民は、事故等を発見した場合、自らの生命、身体及び財産を守ることを最優先に、可能な限り防災関係機関への通報など防災活動への協力を努めるものとする。

第6章 災害想定

災害想定については、県コンビナート計画に定める災害想定の状態による。

第 2 部 特別防災区域の現況

第2部 特別防災区域の現況

特別防災区域は、昭和51年7月、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令により全国で33都道府県75地区が指定され、令和3年11月1日現在、33都道府県80地区が指定されている。このうち神奈川県（以下「県」という。）では、京浜臨海地区及び根岸臨海地区の2地区が指定を受けている。

本市内における特別防災区域は、京浜臨海地区（川崎市を除く。以下同じ。）及び根岸臨海地区に区分される。

第1章 特別防災区域の範囲

石災法に基づく特別防災区域の範囲は、次に掲げる区域とする。（別図1）

第1節 指定区域

1 京浜臨海地区（総面積 10.93Km²）

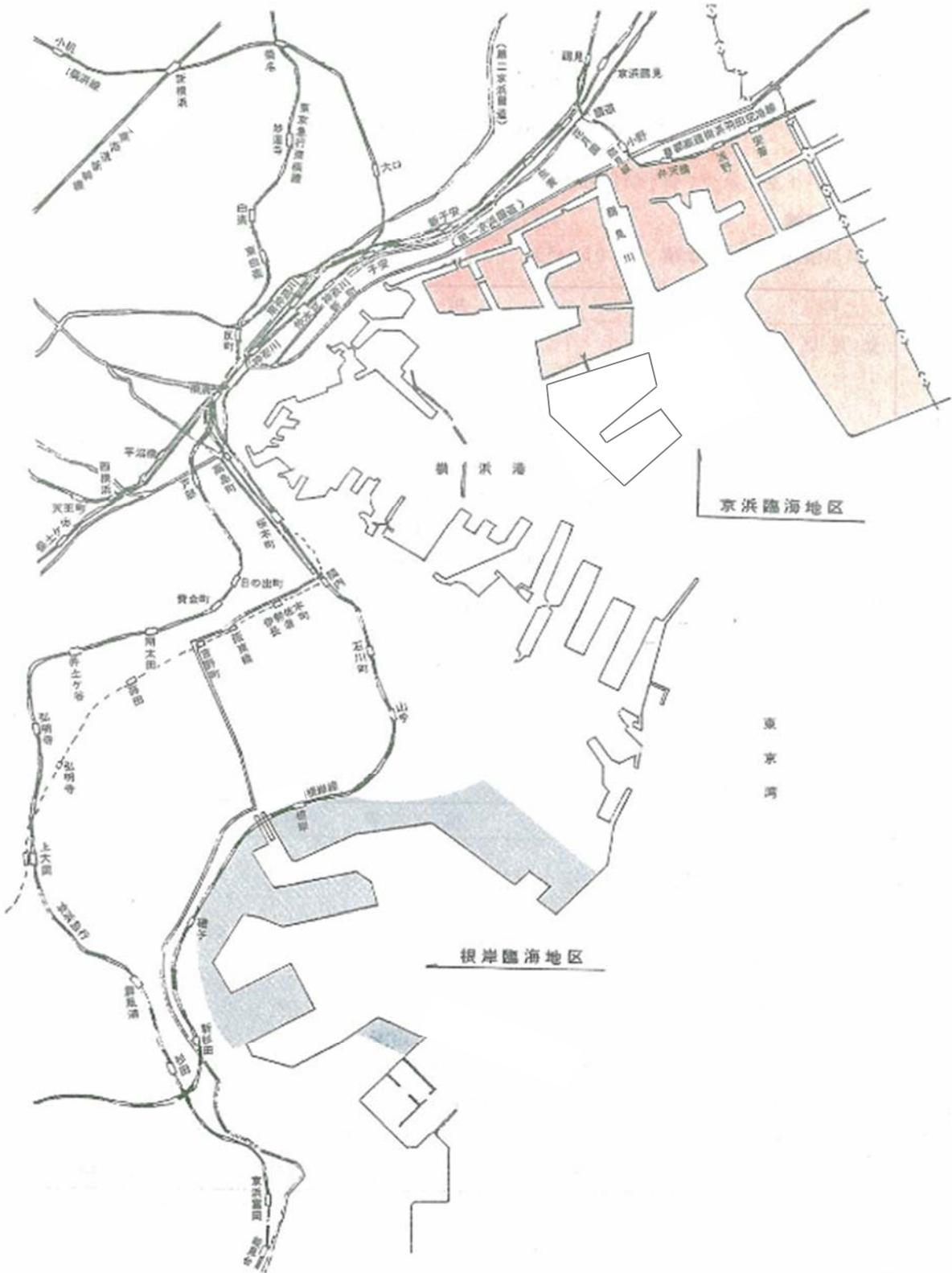
町名	境界目標
鶴見区 安善町 弁天町 生麦2丁目 大黒町 扇島 生麦1丁目 末広町 小野町 神奈川区 守屋町2丁目 守屋町3丁目 守屋町4丁目 宝町 恵比須町	首都高速道路横浜羽田空港線以南 首都高速道路横浜羽田空港線以南 首都高速道路横浜羽田空港線以南

2 根岸臨海地区（総面積 6.39Km²）

町名	境界目標
中区 豊浦町 千鳥町 磯子区 鳳町 原町 新磯子町 新森町 新中原町 磯子1丁目 新杉田町 金沢区 鳥浜町	東日本旅客鉄道(株)根岸線と海岸線との間 東日本旅客鉄道(株)根岸線と海岸線との間 一般国道357号線と海岸線との間 2番1～2番5、7番～11番、12番14、12番21～12番33、12番35～12番47

石油コンビナート指定地域図

別図1



第2章 特別防災区域の特質

第1節 地勢（位置等）

本市では、2地区が特別防災区域に指定されている。このうち京浜臨海地区は、鶴見区及び神奈川区の臨海部に位置している。根岸臨海地区は、中区、磯子区及び金沢区が接続する臨海部に位置している。

なお、特別防災区域全体の面積は、約41平方キロメートル（川崎市含む。）で、全国の特別防災区域面積のおおよそ10パーセントを占めている。

第2節 臨海部の地質・地盤

各特別防災区域は、次のとおり軟弱な地盤及びその上の埋立地から構成されており、地盤の液状化を起こす可能性が大きい。

1 京浜臨海地区（川崎市含む。）

この地区の地盤は、下末吉台地の周縁及び多摩川に沿って発達する多摩川低地に分布する軟弱な沖積層からなっている。

また、この地区は、大正末期から平成2年にかけて埋立された地域である。

2 根岸臨海地区

この地区の地盤は、下末吉台地の周縁に沿って分布する軟弱な沖積層からなっている。

また、この地区は、昭和38年から同48年にかけて埋立された地域である。

第3節 社会的条件

本市の特別防災区域は、東京・川崎と並び、大正時代以来、京浜工業地帯として繁栄し、大規模な石油化学工場、石油精製工場をはじめ、近代的工場が所在している。

この区域では、常時、大量の危険物質が取り扱われており、施設等も巨大化、複雑化してきている。一方、この区域に隣接する市街地においては、建物の高層化、密集化が進み人口の過密、交通の渋滞等都市環境の悪化をきたしているが、これらは災害発生時における被災者の増加、延焼地域の拡大等大災害をもたらす危険性を多分に内包している。

また、特別防災指定地域及び周辺地域一帯には、学校、病院をはじめ、鉄道、道路等諸施設が所在しているほか、行政機関、各種金融機関、大規模収容施設等が隣接し、さらに多数の港湾施設が存在するなど産業経済の中核的位置を占めている。

1 港湾の概況

(1) 港湾区域

港湾法に基づく横浜港の港湾区域は、横浜市鶴見区安善町と川崎市川崎区大川町との境界運河の河口中央の地点、同地点から151度30分5,960mの地点、同地点から219度4,920mの地点、同地点から203度50分7,230mの地点、同地点から226度30分1,450mの地点と横須賀市夏島町地先最北端を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面で、河川との管理重複区間と運河を含む。

ただし、漁港法により指定された柴漁港及び金沢漁港の区域を除く。

横浜港に入港するタンカーの状況(平成27年)

タンカー種別	合計		100,000トン以上		60,000トン～59,999トン		40,000トン～39,999トン		30,000トン～29,999トン		20,000トン～19,999トン		10,000トン～9,999トン		8,000トン～7,999トン		5,000トン～4,999トン		3,000トン～2,999トン		1,000トン～999トン		700トン～699トン		500トン～499トン		100トン～99トン		50トン～49トン			
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数		
タンカー合計	10,846	41,995,101	96	12,925,905	118	10,000,519	41	2,342,476	82	2,811,146	16	486,083	136	3,803,809	0	0	8	107,644	96	706,630	1,185	4,463,860	707	1,638,106	1,271	1,059,790	609	411,325	5,098	1,741,414	800	73,385
外 航 船	1,284	26,812,541	86	12,925,905	74	6,632,449	8	457,285	62	2,811,146	16	486,083	136	3,803,809	-	-	8	107,644	96	706,630	413	1,986,282	266	731,613	73	56,704	-	6	2,381	-	-	
油運船	198	7,399,953	29	4,871,337	6	372,934	7	404,977	9	390,771	11	335,004	37	888,981	-	-	2	24,210	8	55,067	40	168,993	48	105,802	-	-	-	1	487	-	-	
LPG船	316	3,426,853	1	136,680	-	-	-	-	49	2,248,218	-	-	-	-	23	166,274	166	651,459	76	222,864	1	968	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
LNG船	144	14,289,891	66	7,617,698	66	6,250,515	1	92,708	3	140,864	-	-	-	-	-	-	-	3	13,452	3	8,934	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他タンカー(タンク船)	628	4,701,864	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	2,614,246	-	-	6	83,434	85	487,366	204	872,338	166	393,993	72	55,706	-	-	5	2,464	-	-
内 航 船	9,562	12,182,560	-	-	44	3,377,089	33	1,685,161	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	772	2,787,578	411	906,493	1,198	1,003,066	609	411,325	5,090	1,738,433	805	73,385		
油運船	7,916	11,239,836	-	-	44	3,377,089	33	1,685,161	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	761	2,747,090	411	906,493	776	659,896	247	166,713	4,849	1,445,570	799	73,021		
LPG船	595	478,702	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	292	273,462	302	204,714	1	488	-	-	
LNG船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他タンカー(タンク船)	1,022	470,322	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	39,695	-	-	-	-	-	-	60	37,898	844	292,467	7	364

(単位: 隻・トン)

<輸移出(平成27年)>

(単位: 万トン)

	計	輸出	移出
合計	1,097	313	785
原油	56	0	56
重油	259	46	213
石油製品	551	70	480
LNG(液化天然ガス)	0	0	0
LPG(液化石油ガス)	20	0	20
その他石油製品	15	9	6
化学薬品	50	42	8
染料その他化学工業品	147	145	2

※掲載処理のため、合計値が若干合わない場合があります。

<輸移入(平成27年)>

(単位: 万トン)

	計	輸入	移入
合計	2,923	1,761	1,162
原油	1,511	609	902
重油	82	17	64
石油製品	191	47	144
LNG(液化天然ガス)	821	821	0
LPG(液化石油ガス)	75	61	14
その他石油製品	7	4	2
化学薬品	103	81	23
染料その他化学工業品	132	120	12

※掲載処理のため、合計値が若干合わない場合があります。

2 道路の概況

幹線道路として国道1号、15号線が東海道線及び京浜急行線をはさんで並行しつつ、市街地中心部を通り、1号線は湘南方面に向け、また15号線は本市中心部で、横須賀方面から根岸臨海地区を経て、首都圏の各都市を結ぶ16号線に合流している。

また、首都高速道路横浜羽田空港線及び湾岸線が高架で走っており、根岸臨海地区では、国道16号線、国道357号線及び主要地方道山下本牧磯子線が並行して走っている。

第3章 特定事業所の概況

本市の特別防災区域内には、大量の石油、高圧ガス等を貯蔵し、取扱い又は処理している29の特定事業所が存在し、その配置状況は次のとおりである。

京浜臨海地区には、ENEOS(株)横浜製造所、シェルブリカンツジャパン(株)横浜事業所等の石油精製業、化学工業及び油槽所等を業とする21社が存在している。

また、根岸臨海地区には、ENEOS(株)根岸製油所及び東京液化酸素(株)磯子工場等の石油精製業及び石油卸売業等を業とする8社が存在している。

1 面積及び特定事業所数

(令和3年11月1日)

区 分 地 区	面 積km ²	事業所数	事業所の内訳	
			第1種事業所	第2種事業所
京 浜 臨 海 地 区	10.93	21	7	14
根 岸 臨 海 地 区	6.39	8	3	5
合 計	17.32	29	10	19

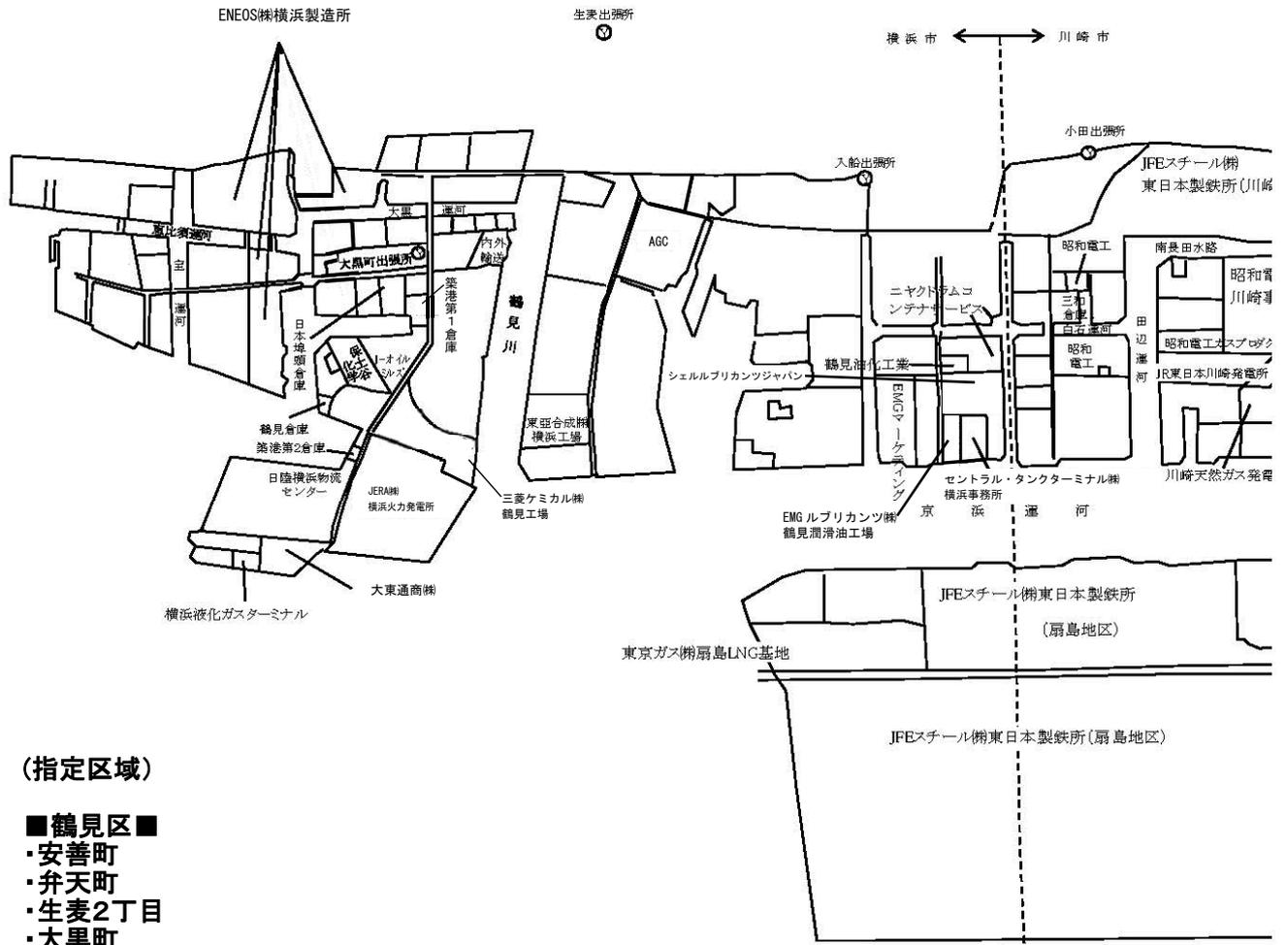
2 特定事業所の配置状況

別図4及び別図5のとおり。

別図4

京浜臨海地区（横浜市内）特定事業所配置状況

（令和3年11月1日現在）



（指定区域）

■鶴見区■

- ・安善町
- ・弁天町
- ・生麦2丁目
- ・大黒町
- ・扇島
- ・生麦1丁目(首都高速道路横浜羽田空港線以南)
- ・末広町(首都高速道路横浜羽田空港線以南)
- ・小野町(首都高速道路横浜羽田空港線以南)

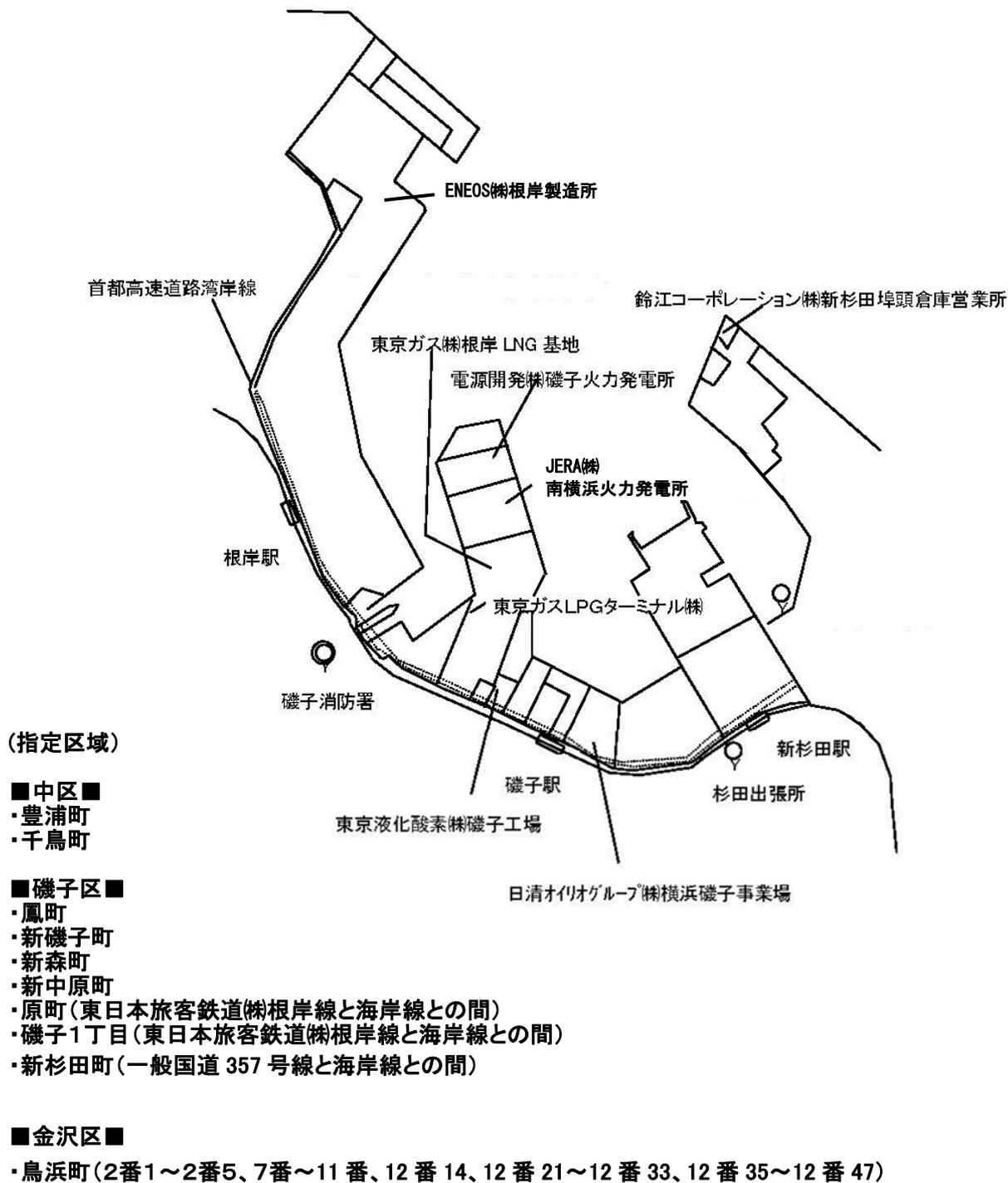
■神奈川区

- ・守屋町2丁目
- ・守屋町3丁目
- ・守屋町4丁目
- ・宝町
- ・恵比須町

別図 5

根岸臨海地区特定事業所配置状況

(令和3年11月1日現在)



2 石油の貯蔵及び取扱量（令和3年4月1日現在）

区分 地区別	合計(Kℓ)	貯蔵量(Kℓ)	取扱量(Kℓ)
京浜臨海地区合計	1,018,100	650,596	367,504
根岸臨海地区合計	4,490,840	3,459,864	1,030,976

3 屋外タンク貯蔵所の設置状況（令和3年4月1日現在）

		合計		浮き屋根式		内部浮きぶた式		その他	
		石油	石油以外の 第4類	石油	石油以外の 第4類	石油	石油以外の 第4類	石油	石油以外の 第4類
容 量 別	1,000Kℓ未満	367	14	0	0	2	0	365	14
	1,000Kℓ以上 10,000Kℓ未満	187	3	24	0	8	2	155	1
	10,000Kℓ以上 50,000Kℓ未満	89	0	31	0	5	0	53	0
	50,000Kℓ以上 100,000Kℓ未満	9	0	9	0	0	0	0	0
	100,000Kℓ以上	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	652	17	64	0	15	2	573	15
直 径 別	24m未満	509	17	16	0	7	2	486	15
	24m以上 34m未満	52	0	11	0	3	0	38	0
	34m以上 50m未満	44	0	19	0	5	0	20	0
	50m以上 60m未満	29	0	0	0	0	0	29	0
	60m以上	18	0	18	0	0	0	0	0
	合計	652	17	64	0	15	2	573	15

※硫黄貯蔵タンク5基を除く

4 特定事業所の危険物許可施設数（令和3年4月1日現在）

	合 計	京浜臨海地区	根岸臨海地区
製 造 所	24	2	22
屋 内 貯 蔵 所	122	105	17
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 (注1)	674 準特定 85 特定 288	371 準特定 55 特定 105	303 準特定 30 特定 183
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	2	2	—
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	4	1	3
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	—	—	—
屋 外 貯 蔵 所	65	59	6
給 油 取 扱 所	3	1	2
一 般 取 扱 所	160	99	61
移 送 取 扱 所 (注2)	35	20	15
合 計	1109	680	429

(注1) 準特定・特定屋外タンク貯蔵所の基数は内数を示す。

5 石油・高圧ガス等の貯蔵、取扱、処理量（令和3年4月1日現在）

地区別		合 計		京浜臨海地区		根岸臨海地区	
危険物等の区分							
石 油	貯蔵量(Kℓ)	4,110,460	5,508,940	650,596	1,018,100	3,459,864	4,490,840
	取扱量(Kℓ)	1,398,480		367,504		1,030,976	
石油以外の 第4類危険物	貯蔵量(Kℓ)	11,568	22,941	7,356	12,891	5,838	10,050
	取扱量(Kℓ)	11,373		5,535		4,212	
第4類以外の 危険物	貯蔵量(t)	20,947	26,376	2,249	2,451	—	23,925
	取扱量(t)	5,429		202		5,227	
指定可燃物 (可燃性固体類)	貯蔵量(t)	74,125	193,630	22,876	126,731	51,249	66,899
	取扱量(t)	119,505		103,855		15,650	
指定可燃物 (可燃性液体類)	貯蔵量(m³)	83,134	91,970	24,764	28,195	58,370	63,745
	取扱量(m³)	8,836		3,431		5,405	
高圧ガス処理量 (Nm³/D)		627,693,573		7,469,907		620,223,666	
高圧ガス以外の可燃性ガスの 貯蔵、取扱、処理量(Nm³/D)		1,164,457,752		555,728,826		608,728,926	
毒物	石災法(t)	0	65	0	65	—	—
	毒劇法(t)	65		65		—	
劇物	石災法(t)	2,062	48,668	1,709	23,221	353	25,447
	毒劇法(t)	46,606		21,512		25,094	

第2節 特定事業所の共同防災組織等の現況

特定事業所は、石災法第19条により共同防災組織を、石災法第19条の2により広域共同防災組織を設置することができ、また、同法第22条により特別防災区域協議会の設置に務めることとされている。当該区域の設置状況は、次のとおりである。

1 共同防災組織の設置状況（令和3年4月1日現在）

名 称	構成事業所		所在地	電話番号	設立年月日
	第1種事業所	第2種事業所			
扇島地区共同防災協議会	3 (2)	1 (0)	川崎市川崎区扇島1-1	JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区) 044(322)1327	昭和52年7月13日
安善町共同防災組織	3	—	横浜市鶴見区安善町2-1	シェルブルブリカンツジャパン(株)横浜事業所 045(503)0493	昭和52年7月13日
(株)KSP大黒神奈川共同防災センター	4	8	横浜市鶴見区大黒町18-28	045(502)8882	昭和52年8月30日

(注) () 内は、川崎市域分の特定事業所数(内数)を示す。

2 広域共同防災組織の設置状況

名 称	区 域	設 立 年 月 日
神奈川・静岡地区広域共同防災協議会	京浜臨海地区、根岸臨海地区、清水地区	平成20年11月28日

3 特別防災区域協議会の設置状況

名 称	設 立 年 月 日
京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	昭和57年3月29日
根岸臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	昭和52年2月1日

4 特別防災区域内特定事業所一覧

(1) 京浜臨海地区 21事業所

(第1種事業所計7事業所)

	事業所名	所在地	共同防災組織名
1	EMGルブリカンツ(株)鶴見潤滑油工場	鶴見区安善町2-1	安善町共同防災組織
2	セントラル・タンクターミナル(株)横浜事業所	鶴見区安善町2-3-2	
3	シェルルブリカンツジャパン(株)横浜事業所	鶴見区安善町2-4	
4	日本埠頭倉庫(株)横浜事業所	鶴見区大黒町5-50	(株)KSP大黒神奈川共同 防災センター
5	横浜液化ガスターミナル(株)	鶴見区大黒町12-14	
6	大東通商(株)横浜油槽所	鶴見区大黒町12-69	
7	ENEOS(株)横浜製造所	神奈川区子安通3-390	

(第2種事業所計14事業所)

	事業所名	所在地	共同防災組織名
1	東京ガス(株)扇島LNG基地	鶴見区扇島4-1	扇島地区共同防災協議会
2	AGC(株)AGC横浜テクニカルセンター	鶴見区末広町1-1	-
3	東亜合成(株)横浜工場	鶴見区末広町1-7	
4	(株)築港横浜化学品センター第1倉庫	鶴見区大黒町5-81	(株)KSP大黒神奈川共同 防災センター
5	(株)J-オイルミルズ横浜工場	鶴見区大黒町7-41	
6	保土谷化学工業(株)横浜工場	鶴見区大黒町7-43	
7	鶴見倉庫(株)	鶴見区大黒町8-1	
8	内外輸送(株)	鶴見区大黒町3-100	-
9	鶴見油化工業(株)安善油槽所	鶴見区安善町1-2-3	
10	三菱ケミカル(株)鶴見工場	鶴見区大黒町10-1	(株)KSP大黒神奈川共同防災センター
11	(株)築港横浜化学品センター第2倉庫	鶴見区大黒町9-15	(株)KSP大黒神奈川共同防災センター
12	(株)日陸横浜物流センター	鶴見区大黒町9-2	-
13	JERA(株)横浜火力発電所	鶴見区大黒町11-1	(株)KSP大黒神奈川共同防災センター
14	(株)ニヤクドラムコンテナサービス 横浜タンクデポ事業所	鶴見区安善町2-5-27	-

(2) 根岸臨海地区 8事業所

(第1種事業所計3事業所)

	事業所名	所在地
1	ENEOS(株)根岸製油所	磯子区鳳町1-1
2	東京液化酸素(株)磯子工場	磯子区新磯子町30-1
3	東京ガスLPGターミナル(株)根岸出荷センター	磯子区新磯子町34

(第2種事業所計5事業所)

	事業所名	所在地
1	東京ガス(株)根岸LNG基地	磯子区新磯子町34
2	JERA(株)南横浜火力発電所	磯子区新磯子町37-1
3	電源開発(株)磯子火力発電所	磯子区新磯子町37-2
4	日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場	磯子区新森町1
5	鈴江コーポレーション(株)新杉田埠頭倉庫営業所	金沢区鳥浜町11

第4章 消防(防災)体制の現況

第1節 本市の消防力(平成29年1月1日現在)

1 消防署所等

(1) 1局・18消防署78出張所(陸上77・水上1) 職員数 3,625人

(2) 消防車両

区分	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車	化学消防車	ポンプ消防車	防水利システム 基盤災害対応型消	エネルギー・産業 基盤災害対応型消	消防艇
横浜市消防局	1台	1台	3台	1台	16台	151台	2台	2隻	

(3) 消防用資機材

区分	可搬式放水銃	泡放水砲	耐熱服	空気又は酸素呼吸器	消火薬剤(3%換算)				オイルフェンス
					ふっ化たん白	合成界面活性剤	消水成膜泡剤	泡消火薬剤 水溶性液体用	
横浜市消防局	20基	0基	60着	1131個	0Kℓ	29.16Kℓ	72.80Kℓ	17.74Kℓ	400m

2 消防団

(1) 消防団数等: 消防団数等: 20団、108分団、417班、7,882人(消防団員数)

(2) 消防車両等: 2台(消防自動車)、555台(可搬式ポンプ)

第2節 特定事業所の消防力

特定事業所においては、従来から消防力等の整備充実を図ってきたが、石災法の施行に伴い、自衛消防組織の編成により、消防力の整備が図られた。

特定事業所の消防力の概要は、次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

資 機 材 別	地 区 別 総計	共同 防災 組織 合計	自衛 防災 組織 合計	京浜 臨海 地区	
				根岸 臨海 地区	
防災要員(人)	149	28	121	47	74
大型化学消防車(台)	2		2	1	1
大型高所放水車(台)	0		0	0	0
泡原液搬送車(台)	6	3	3	0	3
大型化学高所放水車(台)	6	3	3	0	3
甲種普通化学消防車(台)	0		0	0	0
普通消防車(台)	2		2	0	2
小型消防車(台)	3		3	0	3
普通高所放水車(台)	1		1	0	1
その他の消防車(台)	1		1	1	
可搬式放水銃(基)	55	1	54	27	27
3,000ℓ型泡放水砲(基)	10	3	7	0	7
2,000ℓ型泡放水砲(基)	0		0	0	0
耐熱服(着)	42	4	38	12	26
空気呼吸器又は酸素呼吸器 (個)	172	5	167	56	111
泡消火薬剤(KL)	220.16	34.46	185.7	103.9	81.80
オイルフェンス(m)	12,556	1,630	10,926	5,826	5,100
オイルフェンス展張船(隻)	9	2	7	4	3
油回収船(隻)	1		1	0	1
消防艇(隻)	1		1	0	1

第3節 大容量泡放射システムの概況

石災法第19条の2第8項で定める広域共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準に基づき、神奈川・静岡地区広域共同防災協議会で保有している大容量泡放射システムの概況は次のとおりである。

大容量泡放射システム 構成資機材		現有（※1）	備考
大容量泡放水砲		2基	1基あたり毎分25,000L（※2）
大容量泡放水砲用 防災資機材	ポンプ	メインポンプ2基 水中ポンプ2基	1基あたり毎分30,000L
	混合装置	2基	1パーセント混合
	ホース	メインホース 5,740m	呼称300
		吸管15m(ソフトホース) 15本	呼称200
		吸管10m 32本	呼称200
		吸管6m 12本	呼称200
	耐熱服	4着	
呼吸器	4個		
大容量泡放水砲用泡消火薬剤		66KL	水成膜泡（大容量泡放水砲専用）1%

※1 本市の大容量泡放射システム該当特定事業所にあつては、他の区域（京浜臨海（川崎市）・清水地区）の特定事業所と合同で広域共同防災組織を設置し、共同で大容量泡放射システムを保有している。

※2 大容量泡放水砲1基あたりの最低放水能力

浮き屋根式 タンク直径	34m以上 45m未満	45m以上 60m未満	60m以上 75m未満	75m以上 90m未満	90m以上 100m未満	100m以上
基準放水能力 (毎分)	10,000L	20,000L	40,000L	50,000L	60,000L	80,000L
砲1基あたりの 最低放水能力(毎分)	10,000L		20,000L			

【参考】市内における地区別大容量泡放射システム該当タンク基数

平成28年4月1日現在

地区	該当タンク 基数合計	基準放水能力別該当タンク基数			
		毎分10,000L	毎分20,000L	毎分40,000L	毎分50,000L
京浜臨海地区	6	4	7		
根岸臨海地区	35	15	2	13	5
合計	41	19	4	13	5

第4節 その他の防災関係機関の消防力

第三管区海上保安本部、港湾局及び海上自衛隊においては、主として海上及び港湾における災害を防止するため、油回収船、巡視船（艇）等の船艇やそれらの活動に重要なオイルフェンス、油処理剤等の資機材を整備している。

防災関係機関における消防力等の概要は、次表のとおりである。

1 第三管区海上保安本部

区 分	船 艇				消火薬 剤 (Kℓ)	オイルフェ ンス (m)	油吸着材 (kg)	油処理剤 (Kℓ)
	消防船 (隻)	油回収艇 (隻)	オイルフェ ンス 展 張 艇 (隻)	巡視船(艇) (隻)				
横浜海上保安部	1	—	—	12	71.5	600	900	13.66
横須賀海上保安 部	1	—	—	9	6.44	580	1,394	1.13
川崎海上保安署	—	—	—	2	0.7	100	30	1.13
合 計	2	0	0	23	78.64	1,280	2,324	15.92

2 本市港湾局

区 分	船 艇		オイルフェ ンス (m)	油吸着材 (kg)	油処理剤 (Kℓ)
	港務艇(隻)	消防船(隻)			
横浜市港湾局	2	—	3,520	1,411	3.3

3 海上自衛隊

区 分	船 種		オイルフェ ンス (m)	油吸着材 (kg)	油処理剤 (Kℓ)
	えい船 (隻)	交通船(隻)			
横須賀地方隊	9	6	3,220	1,920	2.0

第3部 災害予防計画

第3部 災害予防計画

特別防災区域における危険物、高圧ガス施設等の損壊、火災等各種災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図ることに努めなければならない。また、本市、県及び関係行政機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守及び各行政指導基準を徹底させるよう指導に努めるとともに、災害状況に応じた業務継続性の確保にも努めるものとする。

第1章 防災関係機関における予防対策

本市、県及び防災関係機関は、特別防災区域内における災害の未然防止と発災時の応急活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、特定事業所等に対する監督指導の強化や消防力の整備等を推進するとともに、その連携体制の充実を図り、石油コンビナート防災対策の万全を期するものとする。

第1節 特定事業所等に対する監督指導の徹底

消防局、県及びその他の関係行政機関は、それぞれ石炭法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく立入検査の実施及び許認可、届出等の機会を通じて、危険物、高圧ガス、毒劇物を有する特定事業所等に対する監督、指導の徹底を図り、災害の未然防止と防災体制の強化に努めるものとする。

1 立入検査の実施

特定事業所等に対する立入検査による諸法令の厳正なる適用とその指導は、石油コンビナート災害予防行政の根幹をなすものである。立入検査権能を有する県、消防局及びその他の関係行政機関は、それぞれの権限と責任による独自の立入検査又は合同立入検査を、次のとおり実施する。

(1) 各関係行政機関による立入検査

消防局、県、神奈川労働局及び第三管区海上保安本部等は、それぞれの立入検査権能に基づき、危険物、高圧ガス、毒劇物等の安全取扱と適正管理、消防、保安施設設備等の維持管理、各種規程類の整備状況等について定期及び随時に立入検査を実施し、違法状態の早期発見と排除並びに行政指導の徹底を図るものとする。

なお、関係行政機関は、相互に連携を図り、必要に応じて、立入検査の結果等について情報交換に努める。

(2) 関係行政機関による合同立入検査の実施

特別防災区域における特定事業所に対する防災対策の監督指導の徹底は、その実態の多様性と集合性から、専門的かつ総合的指導体制が要求される。

危険物、高圧ガス、毒劇物等を共有する特定事業所に対しては、各関係行政機関が協力して合同立入検査を定期及び随時に実施し、個別指導を行う。

第2節 消防力の整備充実

特別防災区域における危険物等による大規模かつ特殊な災害に対処し、消防活動の実効を担保するためには、現有消防力の質的及び量的な整備強化を図る必要がある。

このため、消防局は、地域の実態に対応して、次のとおり消防力の整備充実に努めるものとし、県は、これらの消防力整備に対し、必要な協力をするものとする。

1 化学消防力の整備強化と適正配置

特別防災区域は、広域かつ内容的に特殊条件を有しているところから、この地域の火災等災害に対しては、短時間に大量の化学消防車、化学消火薬剤の投入が必要である。このため、主として圧倒的多数を占める第4類危険物の火災を対象とし、その他複合的にあらわれる災害事象をも考慮しながら、これに対処するに有効な能力装備をもつ石炭法に基づく三点セット（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車）をはじめ、化学消防車等の特殊車両の計画的整備を促進するとともに、当該地域、地区を所管する消防署及び出張所の位置とあわせて適正な配置を図るものとする。

2 水上消防力の確保

特別防災区域の地形的な特殊性を考慮し、消防艇を中心とした水上消防力を確保する。

3 消防用資機材の整備強化

- (1) エアフォームノズル、オイルフェンスをはじめ呼吸器、耐熱服及び破壊器具等消防用資機材を計画的に整備する。
- (2) 泡消火薬剤及び油処理剤については、有事における大量の使用に備え、備蓄計画に基づき適正な整備、管理を図るものとする。

また、補助的施策として、災害の規模等により消火薬剤等の増強が必要となる場合に備え、各種消防相互応援協定に基づく関係消防本部との応援体制の強化を図る。

第3節 海上流出油防災体制の整備

石油コンビナート災害のうち、石油等の海上流出事故は、その影響が極めて大きなものの一つである。本市の各特別防災区域には、多数の石油貯蔵施設があり、また付近海域は、多数の石油タンカー等が航行している点からも、海上流出油防災体制の一層の整備充実に努める必要がある。

1 防災資機材の整備

関係防災機関、各特定事業所等は、オイルフェンス、油処理剤等、油流出事故に対する防災資機材の整備充実に努める。

2 京浜臨海地区及び根岸臨海地区における流出油遮断計画

京浜臨海地区及び根岸臨海地区において油流出事故が発生した場合は、状況に応じて各流出箇所や運河等をオイルフェンスで遮断し、災害の拡大を防止するため、スライディングジョイント、オイルフェンス巻取機等の施設設置に努める。

第4節 防災訓練の実施

総務局及び消防局は、関係局区と連携し、特別防災区域において災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策諸活動の実施を担保するため、特別防災区域外へ影響が及ぶことも想定して個別訓練又は総合訓練を単独に、あるいは防災関係機関、特定事業所等及び地域住民との連携協力のもとに随時に又は定期的に実施し、その実効を期するものとする。

1 訓練実施の時期及び場所

訓練効果のある必要かつ適切な時期及び場所を選び訓練を実施する。

2 訓練の種目

- (1) 石油コンビナート等防災本部運営訓練
- (2) 災害予防型訓練
 - ア 地震情報等伝達訓練
 - イ 非常参集訓練
- (3) 発災対応型訓練
 - ア 事業所による防災本部の設置・緊急措置訓練
 - イ 災害情報等伝達訓練
 - ウ 非常招集訓練
 - エ 災害通報・応援要請等訓練
 - オ 陸上流出油防御訓練
 - カ 出動（資機材集中）訓練
 - キ タンク火災消火訓練
 - ク タンク漏洩・拡散防止訓練
 - ケ 大容量泡放水砲等出動・設定訓練
 - コ 海上流出油防除訓練
 - サ 津波対策訓練
 - シ 船舶火災等消火訓練
 - ス 救出・救護訓練
 - セ 避難訓練
 - ソ 住民広報訓練
 - タ 警備交通規制訓練
 - チ その他災害対策上必要な訓練

3 実施の方法

災害想定により、予想される事態に即応した必要な訓練を図上又は実地にて実施する。また、大容量放水砲等出動・設定訓練にあつては、大型タンク全面火災など大規模災害を想定し、迅速な応急体制の確立、広域応援要請等の災害の拡大防止、二次災害の防止を図るために必要な訓練を広域共同防災組織と共同して図上又は実地にて実施する。

第5節 米海軍鶴見貯油施設等の安全対策

米海軍鶴見貯油施設は京浜臨海地区に所在し、第1種事業所に相当する危険物関係施設を有している。

災害対策については、隣接事業所（安善町共同防災組織）と米海軍当局が消防相互援助協定（昭和53.5.1）を締結し、発災時には、相互に協力して防災活動を実施するよう対策を立てている。

また、消防局においても、米海軍当局と消防相互援助協約（昭和60.11.25）を締結し、通報体制、合同訓練の実施及び案内付訪問による実態の把握を行い、災害対策を確立している。

本市は、施設の安全管理及び防災対策の強化について、国及び米軍に対し、従来から繰り返し強く要請を行っている。

第 4 部 応急対策

第4部 応急対策

第1章 防災組織体制

特別防災区域における危険物等による火災、爆発、石油等の漏えい若しくは流出その他の事故（以下「事故災害」という。）又は地震、津波その他の異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、本市及び防災関係機関並びに特定事業所等は、相互に協力して一体的な応急活動体制を確立し、災害の防御等応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第1節 初動体制の強化

1 危機管理宿日直制度

夜間、休日等における危機発生時に関する初動体制の確保、初期情報の収集・整理及び状況判断等を的確に行うため、総務局の職員が輪番制により宿日直に従事する。

2 災害応急対策員

災害応急対策員は、夜間、休日等の警戒勤務に従事し、緊急事態等発生時において、危機管理統括責任者（総務局危機管理室長）、危機管理副統括責任者（総務局危機管理室危機管理部長）若しくは総務局緊急対策課長又は危機管理宿日直等の指示に従い、情報の收受、指令伝達等の応急対策を実施する。

なお、夜間、休日等における関係各区局に対する情報伝達は、別に定めるところに基づき、原則として、災害応急対策員から各区局危機管理主管課長、各区危機管理担当者に対し行っている。

3 緊急対策チーム

多数の市民の生命・財産を脅かす大規模な災害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合には、専門的知識や経験を有する本市職員で構成する緊急対策チームを招集し、災害発生直後の限られた情報から被害状況を推定するとともに、対処方針を市長及び危機管理監に進言する。

4 区役所と消防署の連携

夜間・休日に大規模な災害等により被害が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に、消防署が区役所に代わって実施できる事項は、次のとおりとする。

(1) 初期情報の提供

消防署から区総務課長又は区危機管理担当者等に発災初期の情報を連絡する。

(2) 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、市民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所等）から収集した情報を消防署で取りまとめる。

(3) 市民への情報提供

広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を市民に提供する。

(4) 避難所の開設要請

緊急の場合（住民に危険が及ぶおそれがあると認める場合）に、消防署から電話により避難所の開設を関係者に要請する。

第2節 石油コンビナート等防災本部

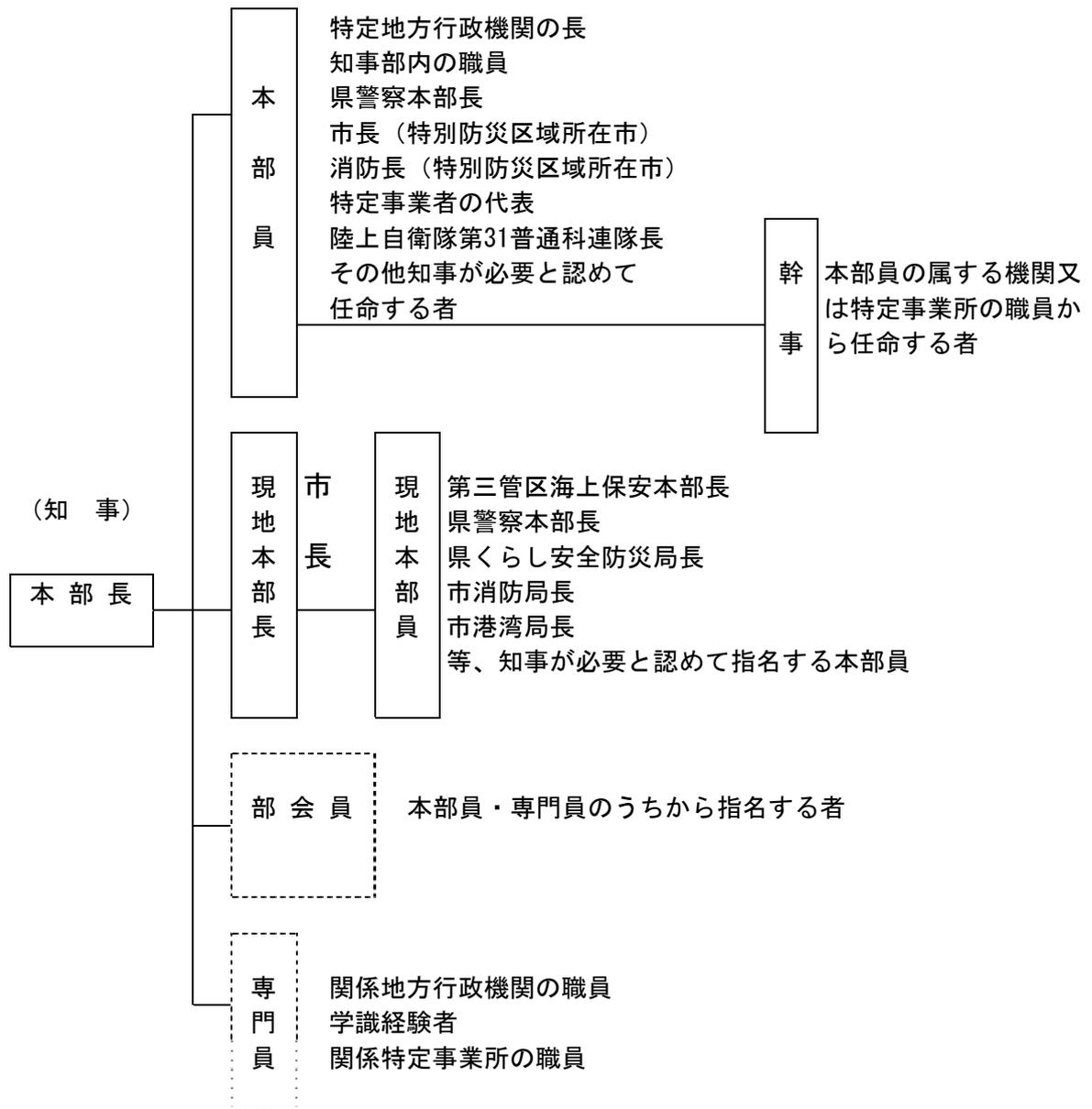
1 石油コンビナート等防災本部の設置

県は、常設機関として、知事を本部長とした石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。

また、本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、「神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準」に基づき、関係市長を現地本部長とした石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置し、防災本部員の招集又は防災関係機関の本部連絡員の派遣を要請する。

本市は、特別防災区域に係る大規模な災害の発生等緊急の必要がある場合に、市長を現地本部長とする現地本部を設置し、現地本部員をもって組織する。

2 防災本部の組織



3 防災本部への派遣

市長、消防局長及び港湾局長は、本部長から本部員の招集があった場合には、本部連絡員が随行し、防災本部に参集する。

なお、市長、消防局長及び港湾局長は代理者を出席させることができる。

第4節 警戒体制等の早期確立

1 警戒体制の確立

(1) 関係局区等への通報

危機管理統括責任者は、市域の特別防災区域で火災、爆発、漏えい災害等が発生した場合、その他危機管理統括責任者又は区長が必要と認めた場合には、警戒体制を確立し、災害情報及び被害情報等を収集するとともに、構成局、発生区（関係区）、県（くらし安全防災局）及び関係機関等に通報する。

なお、警戒体制については、「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」を準用する。

(2) 組織体制等

	市警戒体制	区警戒体制
構成局	総務局、消防局、港湾局及び危機管理統括責任者が指定した局	発生区及び危機管理統括責任者が指定した区
統括者	危機管理副統括責任者 (総務局危機管理部長)	危機管理責任者（副区長）
構成員	構成員は、危機管理統括責任者及び構成区局の危機管理責任者が指名した職員とする。	
警戒体制時の措置事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 初期情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害情報等の収集及び報告に関すること。 3 関係区局及び関係機関等との情報連絡体制の確保に関すること。 4 構成区局に対する指示に関すること。 5 警戒体制時に必要な職員の配備に関すること。 6 その他必要な措置 	

(3) 警戒体制の廃止

廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 市・区石油コンビナート等警戒本部又は現地本部・区本部を設置したとき。 2 消防局等による災害防御活動が完了したと認められたとき。 3 災害の発生のおそれがあった場合で、市域に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき。
------	---

2 警戒本部の組織体制等

(1) 警戒本部の組織

警戒本部の設置及び運営等については、次に掲げるところによる。

なお、警戒本部については、「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」を準用する。

ア 組織構成及び基準等

市警戒本部長	危機管理統括責任者
構成局	総務局、健康福祉局、医療局、環境創造局、消防局、港湾局、道路局及び危機管理統括責任者が指定する局
構成員	構成員は、危機管理統括責任者及び構成局の危機管理責任者が指名した職員とする。
設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 多数の人的被害が発生したとき。 2 大規模な火災、爆発等が発生したとき又は大規模な危険物等の流出、漏えい災害が発生したとき。 3 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 4 その他危機管理統括責任者が必要と認めたとき。
設置場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 市警戒本部は、市庁舎 10 階危機管理室に設置する。 2 市警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を関係区局及び防災関係機関等に通知する。また、市警戒本部の設置を報道機関に発表する。 3 市警戒本部が設置されたときは、危機管理室入口に市警戒本部の標示をする。

イ 警戒本部会議

市警戒本部会議の開催	市警戒本部長は、活動方針の決定及び災害応急対策等を協議するため、必要に応じて構成員を招集し市警戒本部会議を開催するものとする。
職員の派遣	市警戒本部構成員は、所属職員から災害応急対策に係る協議・連絡調整及び情報収集を行う者を指名し、市警戒本部に派遣するものとする。
関係者の出席	必要に応じて災害応急活動に関する専門的な意見を聴取するため、発災施設の関係者等の出席を求めるものとする。

ウ 主な対応

主な対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害及び被害に関する情報収集・伝達に関すること。 2 市警戒本部構成局及び区警戒本部職員の配備状況の把握に関すること。 3 災害種別に応じた必要な措置に関すること。 4 区警戒本部に対する指示に関すること。 5 その他必要な事項
------	--

エ 廃止基準

廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地本部を設置したとき。 2 災害応急活動が概ね完了したとき（警戒体制へ移行したとき。）。
------	--

3 区警戒本部

区警戒本部の設置及び運営等については、次に掲げるところによる。

なお、区警戒本部については、「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」を準用する。

(1) 組織構成及び基準等

区警戒本部長	危機管理責任者（副区長）
班編成及び地区隊の参加	災害種別、規模及び必要とされる応急活動に応じて、危機管理責任者が編成する班及び参加する地区隊を指定するものとする。
設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 市警戒本部長から設置の指示を受けたとき。 2 区長が必要と認めるとき。
設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部は、区警戒本部長が定める場所に設置する。 2 区警戒本部を設置したときは、市警戒本部長にその旨を報告する。 3 区警戒本部を構成する局の署所に対し、区警戒本部を設置した旨を通知する。 4 必要と認める区内防災関係機関に対し、区警戒本部を設置した旨を通知する。 5 区警戒本部が設置されたときは、区警戒本部に区警戒本部の標示をする。

(2) 区警戒本部会議

区警戒本部会議の開催	<ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長は、活動方針の伝達、災害応急対策等を協議するため、必要に応じて構成員を招集し、区警戒本部会議を開催するものとする。 2 必要と認めるときは、構成する地区隊長又は消防地区本部長に対し、情報収集・伝達のための職員の派遣を要請するものとする。
職員の派遣	<ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部を構成する各地区隊長又は消防地区本部長は、区警戒本部長からの要請又は必要と認めるときは、情報収集のため所属職員から情報収集員を指名し、区警戒本部に派遣する。 2 区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を収集する。

(3) 主な対応

主な対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の設置及び運営 2 地域防災拠点又は避難場所の開設及び運営 3 仮設救護所の開設及び運営 4 避難勧告等の発令及び実施 5 避難誘導及び警戒区域の設定 6 避難場所等の防疫に関すること。 7 食料等の調達に関すること。 8 住民への広報
------	--

	9 その他必要な事項
各地区隊及び消防地区本部の対応	所管する応急活動を実施するとともに、区警戒本部長の災害活動の指示又は要請に応ずる。ただし、所管局長の命を受け応急活動を実施するため、区警戒本部長の指示又は要請に応じられないときは、区警戒本部長に対し、その旨を通報する。

(4) 廃止基準

区警戒本部長は次の場合、区警戒本部を廃止する。ただし、市警戒本部が設置されている時は、市警戒本部長の指示を得るものとする。

廃止基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害対策本部又は区本部を設置したとき。 2 市警戒本部長から廃止の指示を受けたとき。 3 区域に被害の発生するおそれが解消したと認められたとき。
------	---

第5節 現地本部

1 現地本部の設置

市域の特別防災区域に係る大規模な災害の発生等緊急の必要がある場合に速やかな対応を図るため、市長は、「神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準」に基づき、現地本部を設置する。

(1) 現地本部の組織

現地本部の組織は、横浜市災害対策本部組織を準用し、次のとおりとする。

なお、自然災害時については、横浜市防災計画「震災対策編」に基づく、組織及び事務分掌を準用し、災害対策本部等との一体的な運用を図る。また、事故災害発生時にあつては、横浜市防災計画「都市災害対策編」に基づく、組織及び事務分掌等を準用し、必要な措置を講ずる。

各対策部及び各チームは、必要とされる災害対策に応じて設置する。

現地本部長	市長
現地本部 副本部長	副市長、危機管理監
構成局等	<p>政策局、総務局、市民局、健康福祉局、医療局、環境創造局、道路局、港湾局（現地本部員）、消防局（現地本部員）、水道局及び現地本部長が指定した局</p> <p>なお、構成員は局長及び局長が指名した職員とする。</p> <p>複数局を統合した 17 の機能別チームの中から必要とされる応急対策に応じたチームを設置</p>
本市以外の 現地本部員	第三管区海上保安本部長、県警察本部長、県くらし安全防災局長及び本部長が指名した本部員
設置基準	<p>市長（市長が登庁できないときは、横浜市災害対策本部条例の規定による代理者）は、次のような場合において、市庁舎 10 階危機管理室に現地本部を設置する。（市庁舎が機能しない場合は、横浜メディアタワー統制室等に設置する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長から、現地本部設置の通知があつた場合

	<p>2 市長による設置</p> <p>特別防災区域に係る大規模な災害の発生等緊急の必要がある場合に速やかな対応を図るため、市長は神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準に基づき、当該市に現地本部を設置することができる。</p> <p>【神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準】</p> <p>1 自然災害</p> <p>(1) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</p> <p>(2) 市内で震度5強以上の地震を観測したとき。</p> <p>(3) 気象庁が津波予報区の「東京湾内湾」に津波警報（津波・大津波）を発表したとき。</p> <p>2 事故災害</p> <p>(1) 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合</p> <p>(2) 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大の恐れがある場合</p> <p>(3) 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合</p>
設 置	<p>1 現地本部を設置したときは、直ちにその旨を、本部長に報告するとともに、各局長、各区長、防災関係機関等に通知する。</p> <p>また、本部長が指名した現地本部員に招集の連絡をする。</p> <p>2 現地本部が設置された旨を、報道機関に発表する。</p> <p>3 市庁舎10階危機管理室入口に現地本部の標示を掲出する。</p>
廃 止 基 準	<p>現地本部長は、本部長と協議し、災害の危険がなくなったと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散するものとする。</p> <p>また、現地本部長は、災害状況や被害状況等に応じて、市警戒本部体制等に移行することができる。</p>

(2) 現地本部の業務

現地本部会議	<p>1 現地本部長は、災害対策の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。</p> <p>2 現地本部副本部長及び関係局長は、直ちに現地本部に参集し、各局の配備体制と緊急措置事項を現地本部長に報告する。</p> <p>3 本部会議には、現地本部員の出席を求める。</p>
現 地 本 部 事 務 局	<p>1 現地本部事務局を総務局危機管理室に置く。事務局長は危機管理統括責任者をもって充てる。</p> <p>2 現地本部事務局の業務</p> <p>(1) 現地本部員及び現地本部連絡員の現地本部への参集連絡</p> <p>(2) 災害及び応急対策活動に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(3) 防災本部との連絡調整</p>

	<p>(4) 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整</p> <p>(5) 現地本部決定事項の防災関係機関への連絡</p> <p>(6) 応急対策活動に必要な防災資機材等の調達</p> <p>(7) 災害及び応急対策活動に関する情報の整理及び報道機関への提供</p> <p>(8) 危険物タンクスロッシング被害予測システムによる情報収集</p> <p>(9) その他応急活動上必要な事項の処理</p> <p>3 事務局要員は、危機管理室職員及び関係局職員とし、関係局は、情報収集・連絡要員を1名以上派遣する。</p> <p>4 関係局職員は、自局の活動状況の伝達や現地本部会議の情報伝達等、自局と現地本部間の情報の連絡を担当する。</p>
代理・代決	<p>1 現地本部長、現地本部副本部長（副市長、危機管理監）、局長等が不在等の場合の代理、代決については、横浜市防災計画を準用する。</p> <p>2 本市以外の現地本部員は、代理者を現地本部に派遣することができる。</p>

(3) 構成局の主な対応

構成局区	主な活動
政策局	<p>1 災害報道に関すること（現地本部設置時は、本部運営班において活動）。</p> <p>2 公立大学法人横浜市立大学（以下「横浜市立大学」という。）との連絡調整に関すること。</p> <p>3 災害関連情報の広報に関すること。</p>
総務局	<p>1 現地本部の設置及び運営に関すること。</p> <p>2 災害及び被害に関する情報収集・伝達、集約に関すること。</p> <p>3 現地本部構成局及び区本部の職員配備状況の把握に関すること。</p> <p>4 区本部に対する指示に関すること。</p> <p>5 危険物施設の被害状況の把握及び応急措置指導に関すること。</p> <p>6 応急計画策定対象物の被害状況の把握及び応急措置活動に関すること。</p>
市民局	<p>1 広聴相談に関すること。</p>
健康福祉局	<p>1 災害救助法の適用及び実施に関すること。</p> <p>2 生活必需品等の県の事務に係る調整に関すること。</p>
医療局	<p>1 災害医療に係る調整に関すること。</p> <p>2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、神奈川県等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>3 医療機関の被害状況、受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関すること。</p> <p>4 医療救護隊の配置調整等に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 5 避難場所等への医療提供等に関すること。 6 医薬品等の供給調整に関すること。 7 仮設救護所等の運営状況等の把握に関すること。 8 医療救護隊及び医療救護班の配備計画に関すること。
環 境 創 造 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 大気汚染の監視及び大気中の汚染物質の分析に関すること。 2 大気汚染の状況に応じた対応の各区局への要請に関すること。 3 海面及び水質の監視並びに汚染物質の分析に関すること。 4 水質汚染の状況に応じた対応の各区局への要請に関すること。 5 公共下水道管きよに係わる応急対策の立案及び実施に関すること。 6 必要な資機材などの調達に関すること。
道 路 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、河川及び水路等の道路主要構造物の被害状況の把握、点検及び復旧の立案に関すること。 2 道路、河川及び水路等の道路主要構造物に係る土木事務所地区隊の応急対策活動の支援に関すること。 3 緊急輸送路等（緊急交通路含む）の確保に関すること。 4 警察、国土交通省、県及び高速道路㈱等、外部関係機関との連絡調整に関すること。 5 区土木事務所地区隊の応援に関すること。 6 災害関連情報及び局関連被害情報の収集、集約、伝達に関すること。
港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 発生 of 通報及び総務局（危機管理室）への伝達に関すること。 2 海上保安部等への情報収集要員派遣に関すること。 3 港務艇等による海面監視に関すること。 4 オイルフェンス展張に関すること。 5 船艇などによる油処理・回収に関すること。 6 港湾施設における漂着油の回収に関すること。
消 防 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 消火、救助救急活動に関すること。 2 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。 3 消防広報に関すること。 4 その他災害種別に応じた必要な措置に関すること。
水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急給水及び復旧計画策定並びに実施に関すること。 2 水道施設の被害状況調査、漏水調査及び二次災害の防止措置に関すること。

(4) 機能別チームの主な対応

ア 統括調整部

(ア) 本部運営チーム

構成局	事務分掌
総務局 (主管局) 市民局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部の設置及び運営に関する事。 2 市本部全体の活動集約及び本部長指示等に関する事。 3 統括調整部の総合調整及びチームの統制に関する事。 4 本部会議、幹部会議、連絡調整会議及び緊急対策チーム会議の開催に関する事。 5 広域的な避難に関する事。 6 災害情報及び被害情報等の収集・整理・伝達に関する事。 7 各区本部、各局、各チーム及び関係機関の災害対応状況等の集約及び連絡調整に関する事。 8 防災関係機関や危機管理室所管の協定締結機関等への協力要請に関する事。 9 業務継続計画に関する事。 10 市本部動員者の受入れに関する事。 11 統括調整部及び本部運営チームの庶務に関する事。 12 横浜駅情報連絡本部に関する事。 13 防災行政無線の統制及び通信機器等の保全に関する事。 14 自衛隊の派遣要請及び受入れに関する事。 15 自衛隊、警察、海上保安庁等防災機関との連絡調整に関する事。 16 各種輸送手段の調整に関する事。 17 その他特命事項に関する事。

(イ) 救出・救助チーム

構成局	事務分掌
総務局 (主管局) 消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出・救助活動及び行方不明者捜索、その他各種支援に係る自衛隊、神奈川県警及び海上保安庁との調整に関する事。 2 米軍及び海外救援部隊等の受入れ及び活動調整に関する事。 3 緊急輸送路及び海上輸送路の確保に係る調整に関する事。

(ウ) 被災者支援チーム

構成局	事務分掌
市民局（主管局） 総務局 ※その他主管局が必要と認めた局	1 被災者状況の全体把握等に関する事。 2 区本部が行う被災者支援業務の後方支援（被災者支援にかかる市本部のチーム間又は局間の調整を含む。）及び被災者支援に係る区本部間の調整に関する事。

(エ) 広報・報道チーム

構成局	事務分掌
政策局（主管局） 市民局	1 広報計画の立案及び総合調整に関する事。 2 災害関連情報の広報の実施に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 災害関連情報の記者発表に係る統制及び総合調整に関する事。

(オ) 総務チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 政策局 財政局 会計室 議会局	1 総務業務の全般統制に関する事。 2 市会対応（議会運営）に関する事。 3 財源確保、予算執行支援に関する事。 4 利用可能な市有地等の確保と利用調整に関する事。 5 利用可能な市管理の公共建築物の確保と利用調整に関する事。 6 現金調達に関する事。 7 その他、市災害対策本部における市政運営の調整に関する事。

イ 応急対策部

(7) 医療調整チーム

構成局	事務分掌
医療局（主管局） 健康福祉局 消防局 こども青少年局	1 災害医療・保健活動に係る総合調整に関すること。 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、神奈川県等関係機関との連絡調整に関すること。 3 医療機関の被害状況、受入状況等の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関すること。 4 医療救護隊の配置調整等に関すること。 5 他都市医療救護隊、医療ボランティア、他自治体応援保健職員等の受入れ・運用調整に関すること。 6 地域防災拠点等への医療提供及び保健衛生指導等に関すること。 7 被災者の心身の健康保持及び疾病予防に関すること。 8 広域搬送も含めた患者の搬送・転院に係る調整に関すること。 9 医薬品等の供給調整に関すること。

(イ) 帰宅困難者対策チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 文化観光局 交通局	1 帰宅困難者対策の全般統制に関すること。 2 主要駅及び周辺の滞留者の状況把握に関すること。 3 帰宅困難者一時滞在施設の開設及び受入状況の把握に関すること。 4 帰宅困難者一時滞在施設への人的・物的支援の調整に関すること。 5 パシフィコ及びアリーナの開設及び運営に関すること。 6 帰宅困難者の輸送調整に関すること。

(ウ) 受援調整チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 市民局	1 受援に係る総合調整に関すること。 2 各区本部及び各局の受援ニーズの把握に関すること。 3 県及び他都市への応援職員の派遣要請及び連絡調整に関すること。 4 応援職員の受入れ及び配置に関すること。 5 応援職員の宿泊等の調整に関すること。 6 個別の協定等に基づき他都市から直接受援を受ける水道局、健康福祉局及び資源循環局等の受入状況等の把握に関すること。 7 職員の動員状況の集約に関すること。 8 区等への市・区職員の応援派遣に関すること。

(イ) 他都市応援チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 市民局	<ol style="list-style-type: none"> 1 他都市の災害状況、被害情報及び被災者情報等の収集・整理・伝達に関すること。 2 各区・市本部各局及び関係機関の他都市応援状況の集約に関すること。 3 各区・市本部各局、関係機関、被災自治体、被災地における事務所との他都市応援に関する連絡調整に関すること。 4 派遣可能な職員の人数、物資の種類・数量、その他の応援規模及び開始時期の調整に関すること（ただし、専門性の高い業務で所管部署において対応すべき派遣項目を除く）。 5 被災地における事務所の設置に関すること。 6 各受入施設所管部署への受入施設の開設と被災者受入れの指示に関すること。 7 各受入施設を通じた被災者への各種行政支援情報の提供に関すること。 8 受入施設から安定的に自立して生活できる住宅等（市営住宅等）への入所あっせんに関すること。 9 受入施設情報（開設期間、設備等）の発信調整に関すること。

ウ 被災者対策部

(ア) 物資チーム

構成局	事務分掌
経済局（主管局） 政策局 総務局 財政局 国際局 健康福祉局 環境創造局 資源循環局 道路局 港湾局 交通局	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資に係る全般統制に関すること。 2 協定に基づく食料・生活必需品等の調達に関すること。 3 備蓄物資の供給に関すること。 4 国、県、他都市等への救援物資の要請・受入れに関すること。 5 物資の配分・供給に関すること。（給水作業に関するものを除く。） 6 被災者の物資ニーズの全市的集約に関すること。 7 米軍からの救援物資の受入れに関すること。 8 海外都市・各国大使館からの救援物資の受入れに関すること。 9 物資輸送に係る自衛隊への支援要請・調整に関すること。

(イ) 遺体取扱チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局(主管局) 市民局	1 火・埋葬に関する総合調整に関すること。 2 遺体安置所の運営状況の把握に関すること。 3 遺体の検案処置に係る連絡調整に関すること。 4 神奈川県警・葬祭業者等との調整に関すること。 5 広域火葬に係る連絡調整に関すること。 6 身元不明遺体の取扱に関すること。

(ウ) 被災再建チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局(主管局) 総務局 財政局 建築局	次に掲げる被害調査、災害弔慰金等に係る全般の調整に関すること。 1 応急危険度判定に関すること。 2 建物等の被害認定調査及び罹災証明書に関すること。 3 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給に関すること。 4 災害援護資金の貸付に関すること。 5 被災者生活再建支援金等に関すること。 6 義援金に関すること。

(エ) 放射線対策チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局(主管局) 総務局 市民局 経済局 こども青少年局 環境創造局 資源循環局 建築局 道路局 港湾局 消防局 水道局 教育委員会事務局	1 市の放射線対策の基本的事項の協議と調整に関すること。 2 放射線量の測定とその結果に伴い必要となる対応の協議と調整に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、チーム長が必要と認める事項の協議と調整に関すること。

エ 復旧対策部

(7) 住宅対策チーム

構成局	事務分掌
建築局（主管局） 総務局 財政局 健康福祉局 環境創造局	1 住宅対策に係る全般統制に関すること。 2 応急仮設住宅の供給・維持管理・居住支援に関すること。 3 応急修理に関すること。

(イ) 応急復旧チーム

構成局	事務分掌
道路局（主管局） 政策局 環境創造局 都市整備局 港湾局 水道局	1 通行情報の提供に関すること。 2 港湾岸壁の使用可能情報の提供に関すること。 3 ライフラインの復旧工事の情報提供に関すること。

(ウ) 経済再建支援チーム

構成局	事務分掌
経済局（主管局） 文化観光局 環境創造局	1 中小企業災害関連融資に関すること。 2 農林漁業災害関連融資に関すること。 3 観光の復旧支援に関すること。

(イ) 廃棄物対策チーム

構成局	事務分掌
資源循環局（主管局） 環境創造局 建築局 道路局 港湾局	1 災害廃棄物の収集運搬・処理処分に関すること。 2 災害廃棄物の仮置場の設置に関すること。 3 仮設処理施設の設置に関すること。

2 区本部の設置

(1) 区本部の組織

区本部の組織は次のとおりとする。

設置基準	関係区の区長（区長が登庁できないときは、区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理人）は、現地本部長から区本部の設置の指示を受けたときは、区役所に区本部を設置する。
設置	1 区本部長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を現地本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区防災関係機関等に通知する。 2 区本部が設置されたときは、区本部入口に区本部の標示をする。
廃止基準	現地本部長から、区本部の廃止又は区警戒本部等への移行の指示があったとき。

(2) 区本部の業務

事務分掌	1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 地域防災拠点又は避難場所の開設及び運営に関すること。 3 仮設救護所の開設及び運営に関すること。 4 避難勧告等の発令及び実施に関すること。 5 避難誘導及び警戒区域の設定に関すること。 6 避難場所等の防疫に関すること。 7 食料等の調達に関すること。 8 住民への広報に関すること。 9 その他必要な事項に関すること。
活動事項	1 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部長及び関係機関から被害情報等の提供を受け、区域における総合的かつ適切な災害応急活動を実施する。 2 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告するものとする。 3 地区隊及び各部出先機関は、区域における被害状況について判断し、必要な場合には、区本部に連絡員を派遣する。
区本部会議	1 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催する。 2 区本部会議構成員は、区本部会議が開催されたときは、直ちに区本部に参集し、各班（各隊）の配備体制と緊急措置事項を区本部長に報告する。 3 区本部会議には、必要に応じて発災施設の関係者、区防災対策連絡協議会等の構成機関等の出席を求める。
代理・代決	区本部長、副本部長等が不在の場合の代理、代決については、横浜市防災計画を準用する。

第6節 応援協力体制

1 本市と他機関等との協定

本市と他機関等との協定により、応援協力を得る体制は次のとおりである。

協定名称	締結者	締結年月日
扇島に関する消防業務協約	横浜市消防局 川崎市消防局	平成2年12月20日
横浜海上保安部と横浜市消防局との業務協定	横浜海上保安部 横浜市消防局	昭和46年1月29日

協定名称	締結者	締結年月日
東京湾消防相互応援協定	東京消防庁 川崎市消防局 千葉市消防局 市川市消防局 横浜市消防局	平成2年5月29日
21大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、さいたま市、 千葉市、東京都、川崎市、横 浜市、相模原市、新潟市、静 岡市、浜松市、名古屋市、京 都市、大阪市、堺市、神戸市、 岡山市、広島市、北九州市、 福岡市、熊本市	昭和61年10月23日

2 事業所間

協定名称	締結者	締結年月日
石油コンビナート等特定事業所 消防相互応援協定	特定事業所 26 その他の事業所 3 共同防災組織 2	昭和56年6月15日

3 自衛隊に対する応援要請

災害に際して、自衛隊の救援を必要とするときは、現地本部長は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定による部隊等の派遣要請を防災本部長（知事）に対し依頼することができる。

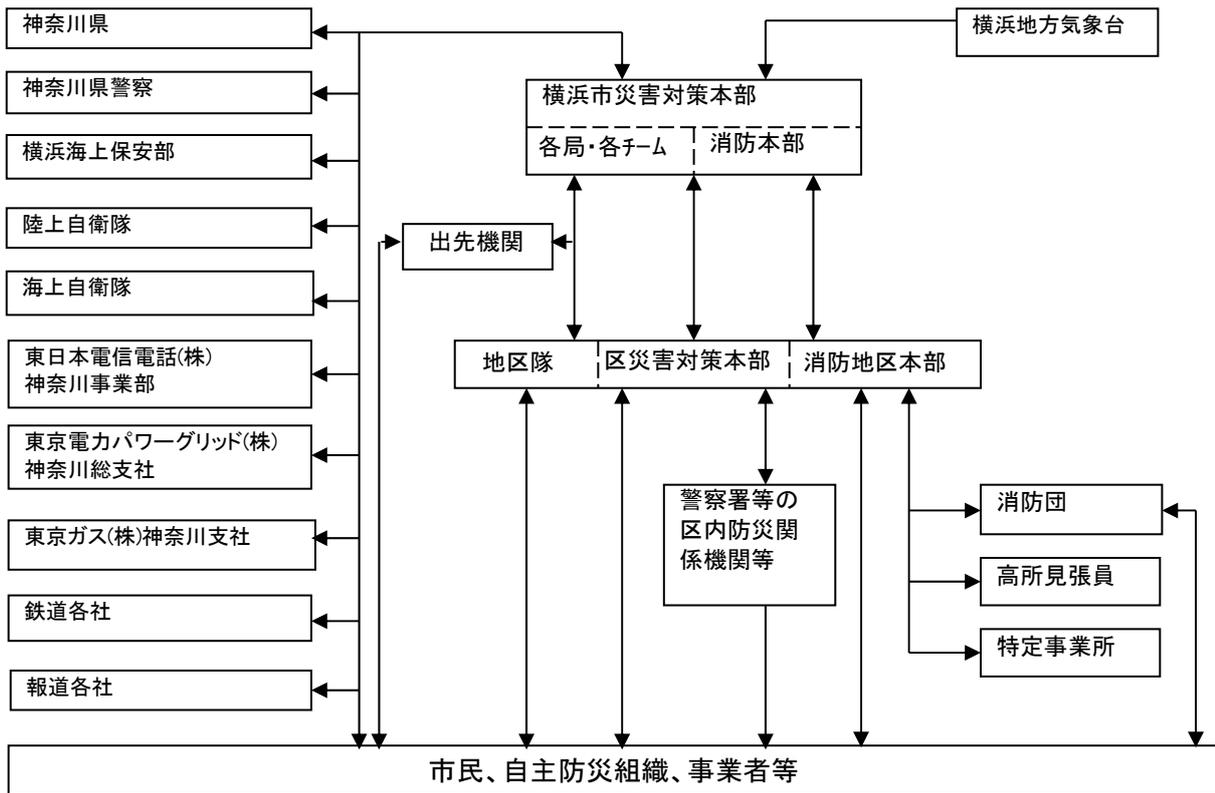
要請手続は、「横浜市防災計画」を準用する。

第2章 情報連絡体制

第1節 地震情報等の情報受伝達

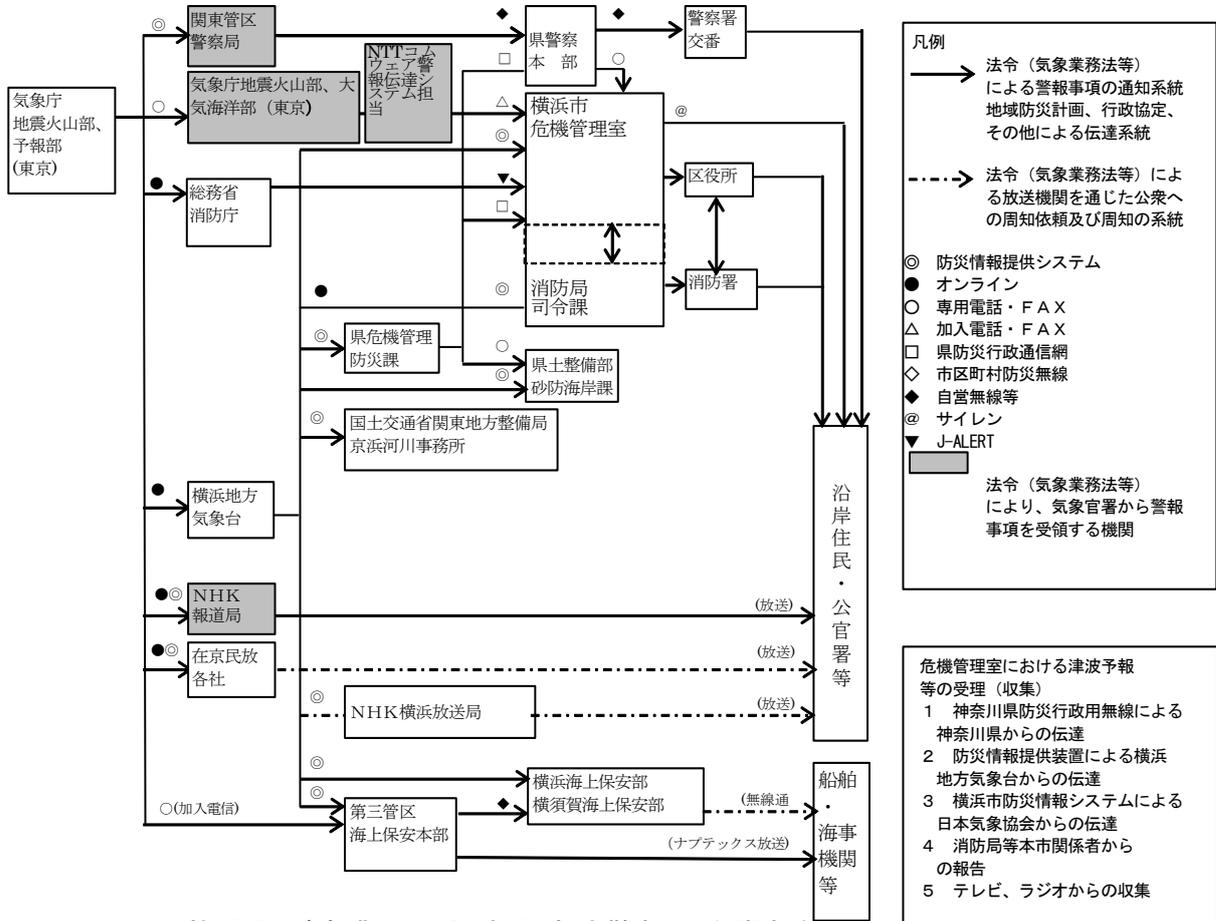
関係区局は、地震情報等について、「横浜市防災計画・震災対策編」第3部 応急対策 第4章 情報の収集・伝達及び第5部 津波対策 第3章 応急対策を準用し、迅速かつ的確な情報伝達を実施する。

1 地震に関する情報受伝達系統

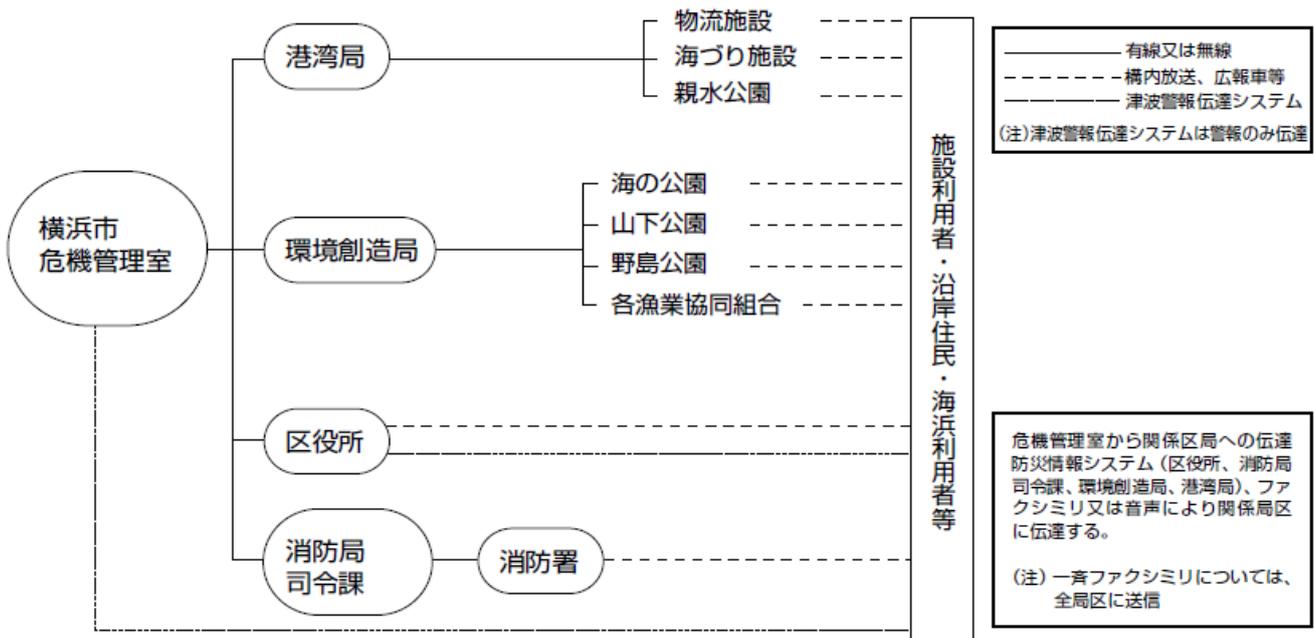


2 津波予報等に関する情報受伝達系統

津波に関する警報・注意報等の伝達系統



施設及び事業所に対する津波警報・注意報等の伝達



第2節 異常現象等発生時の連絡体制

1 通報系統

(1) 異常現象の通報

ア 異常現象等発生事業所からの通報

事故災害等が発生した事業所の統括管理者は、石災法第23条第1項に基づき、消防局司令課（119番）に通報しなければならない。

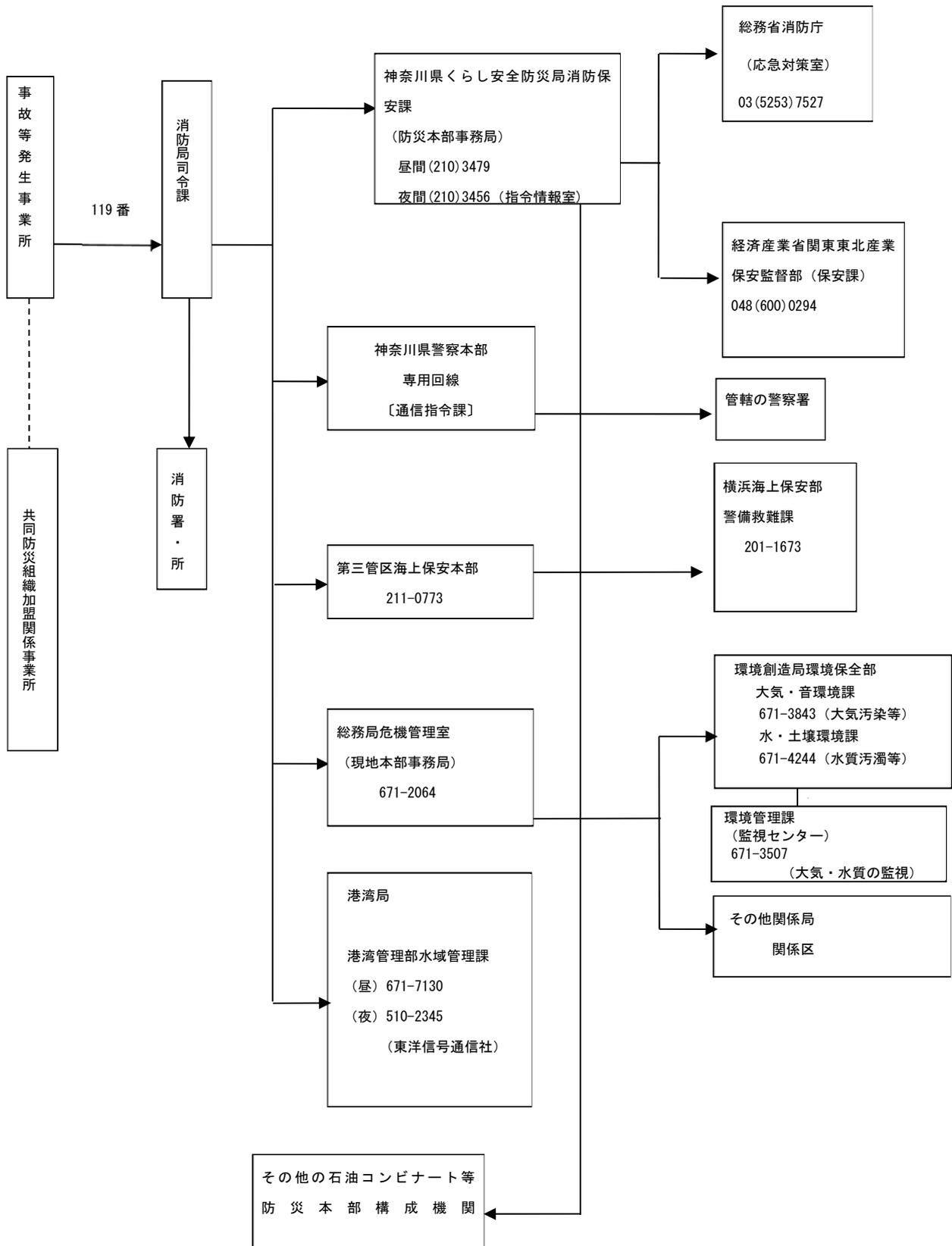
イ 消防局（司令課）の措置

消防局（司令課）は、事故等発生事業所から前項の通報を受けた場合は、速やかに、①神奈川県くらし安全防災局消防保安課、②総務局危機管理室、③神奈川県警察本部、④第三管区海上保安本部及び⑤港湾局水域管理課等に通報する。ただし、第三管区海上保安本部及び港湾局水域管理課に対する通報は、その事故が海域に影響を及ぼすおそれのないとき又は海上からの応急対策を実施する必要がないと認めるときは、省略することができる。

異常現象通報ルート（法第23条）

	機 関 名	電 話 番 号	時 分	受 信 者	発 信 者
通 報 先	①神奈川県くらし安全防 災局 消防保安課	昼 210-3479 夜 210-3456 (指令情報室)			
	②横浜市総務局 危機管理室	671-2064			
	③神奈川県警察本部 専用回線	専用回線			
	④第三管区海上保安本部	211-0773			
	⑤横浜市港湾局 港湾管理部水域管理課	昼 671-7130 (水域管理課) 夜 510-2345 (東洋信号通信社)			
その他					

異常現象通報ルート



2 情報収集伝達

(1) 情報収集及び伝達の方法

ア 特定事業所

特定事業所は、災害の発生、進展状況に応じた連絡、通報を行うため連絡、通報組織の確立、通報責任者及び情報処理担当者の選任など、万全の体制を確立しておくとともに、次の機関等に通報する。

(7) 当該企業内関係各部及び従業員に対する連絡及び周知

(4) 災害の状況及び所掌する防災活動の内容等について、消防局司令課（現地本部が設置されている場合は、同本部事務局）への通報又は報告

(5) 隣接企業及び相互応援協定締結企業に対する連絡

(1) その他防災関係機関に対する連絡

イ 消防局司令課

(7) 災害発生事業所等からの情報受理

(4) 危険物タンクスロッシング被害予測システムからの情報受理

(5) 出場消防隊による積極的な情報収集活動

(1) 総務局危機管理室（現地本部事務局）その他防災関係機関等との相互連絡

ウ 総務局危機管理室（現地本部事務局）

(7) 消防局司令課及びその他関係局、区役所との相互連絡

(4) 防災本部その他防災関係機関との相互連絡

(5) 危険物タンクスロッシング被害予測システムからの情報受理

(2) 情報連絡の時期及び内容

災害時における情報連絡の時期及び内容は、おおむね次のとおりとするが、各機関は時機を失することのないよう、状況又は必要に応じて適宜判断のうえ実施するものとする。

ア 災害発生時

(7) 災害発生箇所（場所）又は企業名

(4) 災害の原因又は被害の概要

(5) 応急措置の実施内容及び実施予定の概要

(1) 民家等への被害の波及の有無並びに避難の見込み

イ 中間時（随時判断のうえ通報）

(7) 被害の状況

(4) 災害応急対策の実施状況と今後の実施予定

(5) 民家等への被害の波及の有無並びに避難の有無

(1) 死傷者の措置並びに収容病院等

(6) その他災害応急対策を実施するに必要な事項

ウ 災害応急対策完了後

(7) 確定した被害状況

(4) 応急対策全般の実施結果

石油コンビナート等異常現象通報受・発信表（法第23条）

第 報	受信日時	令和 年 月 日 時 分
	機 関 名	職 ・ 氏 名
発 信 者		
受 信 者		
異常現象発生状況	1 発 生 日 時	令和 年 月 日 時 分
	2 覚 知（通報）日 時	令和 年 月 日 時 分
	3 事 故 発 生 の 場 所	
	4 事 業 所 名	(第1種・第2種・その他)
	5 施 設 ・ 設 備 の 名 称 (規 模 等)	()
	6 事 故 の 種 類 (様 相)	①漏えい () ②放出 () ③火災 () ④爆発 () ⑤中毒等 () ⑥破損 () ⑦電気系統事故 () ⑧プラント停止 () ⑨海上流出 () ⑩その他 ()
	7 事 故 の 原 因	
	8 人 的 被 害	死者 (名) 不明者 (名) 傷者 (名)
	9 災 害 の 状 況	鎮火 (月 日 時 分)
10 防 災 活 動（措置）状 況 (現在の措置状況)	出動車両・人員等	
11 特 記 事 項		

(3) 報告等

消防局

災害報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく火災・災害等速報要領第2号様式（様式1）（以下、「様式1」という。）により判明次第逐次行い、その手続は次のとおりとする。

ア 即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、火災・災害等に関する即報を神奈川県（くらし安全防災局消防保安課）に対して行う。

イ 直接即報基準（特に迅速に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合は、第一報を神奈川県（くらし安全防災局消防保安課）に加え、消防庁に対しても報告する。この場合は、消防庁長官から要請があった場合、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。

ウ 報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうち

から逐次報告する。

エ 消防局長は、即報基準に該当しない異常現象においても、特定事業所から通報を受けた後、様式 1 の内容により現地本部長及び防災本部長に対し、有線又は無線により報告するものとする。

なお、最終報告は、防災活動終了後、14日以内に様式 1 により文書をもって報告するものとする。

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名	特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他]			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分	発 見 日 時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法	気象状況				
物 質 の 区 分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高压ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他()	物 質 名			
施 設 の 区 分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高压ガス施設 4.その他 ()				
施 設 の 概 要	危険物施設 の 区 分				
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽傷	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 数	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織		
			共同防災組織		
			そ の 他		
		消 防 本 部 (署)			
		消 防 団			
		海 上 保 安 庁			
		自 衛 隊			
そ の 他					
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
そ の 他 参 考 事 項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

3 通信手段

(1) 無線電話の優先利用

ア 無線通信網

本市の保有する無線

- (ア) 神奈川県石油コンビナート等防災相互用無線
- (イ) 防災行政用無線
- (ウ) 消防救急無線
- (エ) 水道無線
- (オ) 港湾無線
- (カ) 交通無線

イ 運用原則

(ア) 管理運用

市本部が総括運用する防災行政無線局の管理運用は、「横浜市防災行政用無線局管理運用規程」の定めるところによる。

(イ) 無線統制

- a 固定系については、統制局が行う。
- b 移動系については、各基地局が行う。

(ウ) 無線機能の確保

良好な通話状態を確保できるよう、管理部署は全力でその機能の維持に努めなければならない。附属非常用発電機についても、同様である。

(2) 危機管理システムの利用

市・区の情報連絡は、危機管理システム網を利用する。

(3) 加入電話及び庁内電話の利用

有線電話の使用が可能な場合、災害対策本部電話番号の区分に従い、情報受伝達を行う。

第3章 災害の防御活動

特別防災区域における危険物施設、高圧ガス施設及びその他の施設における火災、爆発、漏えい等の災害とその拡大から地域住民の安全を確保するため、特定事業所、消防局、港湾局及び第三管区海上保安本部等は、次により効果的な防御活動を実施する。

第1節 屋外タンク貯蔵所における災害

1 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 特定事業所は、屋外貯蔵タンクに漏えい、火災その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 情報の連絡活動

災害発生事業所は、第4部第2章に定める情報網により、発災した情報を速やかに消防機関に通報する。併せて構内緊急通報を行う。

(イ) 一般的な措置

- a 危険物の漏えい、火災又は爆発等の事故が発生した場合、発災現場の従業員等は、直ちに所有の消火設備等を有効に活用し、災害の拡大防止及び初期消火等に従事する。
- b 自衛防災組織及び共同防災組織等は、指揮者の指示のもとに、それぞれの分担任務に従って消防活動又は災害防止活動を実施する。なお消火作業は必ず風上から実施する。

(ウ) 漏えいの場合の措置

- a 直ちに漏えい箇所の応急措置を講じる。
- b 引火危険がある場合は、応急作業を行う前に火気、電気設備等を直ちに遮断する等の措置を講じ、必要に応じ事前に可燃性ガスの濃度測定を行う。

(エ) タンク火災の場合の措置

- a 構内従業員等は、すべての作業を中止し、各タンクの元バルブを閉止し、機器の運転を中止する。
- b 冷却注水及び冷却散水設備等を活用し、隣接タンクへの延焼防止に努めながら、火災タンクの固定泡消火設備により一挙に消火する。
- c 隣接タンク、施設等の火災によりタンクが爆発する危険性がある場合は、防災要員は安全な場所へ退避する等の処置を講ずる。
- d 全面火災時は、必要に応じて大容量泡放射システムにより消火する。

イ 地震が発生したときは、次の措置を講ずる。ただし、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、従業員等の避難を最優先させるとともに、各特定事業所があらかじめ定める対応方法に従い行動する。

(ア) 危険物施設の取扱い作業を迅速かつ安全に停止するとともに、施設、設備の被害を適確に把握し、可燃性ガス等による二次的災害の防止に努める。

(イ) 油槽、配管、バルブ等の破損による漏えい、流出の場合は、直ちに漏えい、損傷箇所等の点検を行い、必要に応じ応急措置を講じる。

(ウ) 特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織は、津波警報発表時

等、津波による浸水のおそれがある場合は、現に災害が発生している場合を除き、可能な範囲内において、防災資機材が津波により浸水、流出等しないよう適切な措置を講じる。

(2) 消防局の活動

ア 出場基準

消防隊等災害出場計画（石油コンビナート災害出場計画）に基づき、出場させる。

イ 資機材等の緊急輸送対策

(7) 消火薬剤の搬送

a 消火薬剤の搬送は、消防隊等災害出場計画（石油コンビナート災害出場計画）に基づく原液搬送隊及びその他の搬送隊により行う。

b 消火薬剤は消火薬剤備蓄タンクから原液搬送車で搬送するほか、出場化学車等の積載消火薬剤を活用する。

(イ) 油処理剤の搬送

流出油等の処理剤は各署所へ分散備蓄しており、災害の規模に応じ、消防隊が積載し、搬送を行う。

(ウ) オイルフェンスの搬送

災害状況に応じて水上消防隊（よこはま、まもり）が積載し、出場する。

(3) 港湾局の活動

横浜港港湾区域内において災害が発生した場合には、次の事項を実施する。

ア 港湾施設復旧班は港務艇を現場に派遣し、情報の収集及び連絡にあたる。

イ 収集した情報を関係機関に連絡する。

ウ 応急措置対策

(7) 京浜港長に対し、入港船の停止等の海上交通規制を要請する。

(イ) 関係機関と協力して、油の海上流出防止対策、火災の延焼防止につとめる。

(ウ) ふ頭に影響を及ぼす場合は、当該ふ頭利用者に対し協力を要請する。

(イ) 横浜管内排出油等防除協議会との連絡調整

第2節 屋内貯蔵所、屋外貯蔵所及び移送取扱所における災害

1 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 危険物施設等に漏えい、火災その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、当該発災事業所の関係者は次の措置を講じ、それらの災害の拡大による被害を最少限度にとどめるように努める。

(7) 危険物の漏えい、火災及び爆発等が発生するおそれがあるときは、取扱作業（機器等の運転を含む。）を停止し、直ちに構内緊急通報を発するとともに、漏えい危険物の流出防止等の応急措置を講じる。

(イ) 危険物の漏えい、火災及び爆発等の事故が発生したときは、直ちに構内及び消防機関に通報するとともに、所有の消火設備を有効に活用し、災害発生現場の従業員は、災害の拡大防止及び消火活動に従事する。

(ウ) 自衛防災組織及び共同防災組織等は、定められた指揮者の指揮のもとに、それぞれの分担任務に従って消火活動を実施する。

イ 地震が発生した場合は、危険物施設の取扱作業を迅速かつ安全に停止するとともに、施設、設備の被害を適確に把握し、可燃性ガス等による二次的災害を最少限に防ぐこととするが、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、従業員等の避難を最優先させるとともに、各特定事業所があらかじめ定める対応方法に従い行動する。

自衛消防組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織は、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、現に災害が発生している場合を除き、可能な範囲において、防災資機材が津波により浸水、流出等しないよう適切な措置を講じる。

(2) 消防局の活動

第3章第1節1(2)に準ずる。

第3節 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）における災害

1 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 油槽所等のローリー積場で漏えい、火災等が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、第2節1(1)に準ずる。

イ タンクローリーに充填中に火災が発生したときは、隣接のタンクローリーはローリー積場に停止させ、むやみに移動させない。

(2) 消防局の活動

出場基準

消防隊等災害出場計画に基づき出場し、災害の状況に応じた特命出場運用を図る。

第4節 プラント等災害

1 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

第1節1(1)に準ずる。

(2) 消防局の活動

第3章第1節1(2)に準ずる。

第5節 海上流出油災害

「横浜市防災計画・都市災害対策編」第5部第3章 海上災害対策を準用し、必要な措置を講ずる。

第4章 救助・救急

第1節 実施内容

1 本市の措置

石油コンビナート等に係る災害に関する救助活動としては、火災・爆発をはじめ危険物品の流出、その他の事故により死傷、下敷き、高所又は危険物品の中での孤立等が想定される。また、事故による傷病者の救急搬送は、医療機関へ搬送する場合と現場仮救護所又は仮設救護所へ搬送する場合とが考えられる。

このため、消防局は保有する救助、救急用資機材を活用し、次により救助・救急対策を実施する。

(1) 救助・救急対策

ア 関係機関との協調

消防局長は、迅速な救助、救急活動の実施に向け、市関係部局、医療機関等と連携し、災害発生時における情報連絡等、現場活動上必要な事項について協議しておくものとする。

イ 医療機関の実態把握

消防局長は、傷病者を搬送する場合、災害の実態に応じ、医療機関の收容能力に応じた分散收容を図り、適正な救急医療を確保するため、医療機関一覧表又は分布図等を常備するとともに、診療体制の変動について常時把握しておくものとする。

ウ 関係防災機関との協議

消防局長は、災害発生時における総合的な現場活動態勢を確立するため、県警察本部、市関係部局、自衛隊並びに海上保安庁等の防災機関と緊密な連絡を図り、あらかじめ次の事項について協議し、確認しておくものとする。

(ア) 災害発生時の交通規制措置

(イ) 要請に基づいて出場する自衛隊等の現場派遣隊員及び車両等の編成

(ウ) 現場における任務分担

(エ) 現場仮救護所の設置

(オ) 現場指揮の統一

(カ) 各機関相互の現場連絡及び情報の交換

(キ) 各機関の保有する救助及び救急用資機材の備蓄並びに調達要領

エ 救助、救急用資機材の調達及び整備方針

過去における災害の教訓と、将来予想される災害を考えあわせ、現場活動に必要な救助、救急用資機材を逐次整備し、機動力の充実を図るものとする。

災害現場用資機材の調査及び調達計画については、別に定めるところによる。

a 軽便な担架の集中常備

b 非常用救急車の整備等

c 現場活動に必要な救助資機材及び破壊用資機材

(2) 応急措置（配備態勢）

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、消防隊等災害出場計画（石油コンビナート災害出場計画）に定める出場計画に基づき出場し、救助及び救急活動の万全を期するとともに、総合

施策の適正を図るものとする。

2 県警察（関係警察署）の措置

消防局及び関係機関と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

3 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部）の措置

(1) 救助

消防局、県警察と連携して海上における被災者の救助活動を行う。

(2) 救急搬送

救出した被災者のうち、負傷者等医療救護を要する者については、消防局及び県警察と緊密な連携のもとに医療機関（救護所を含む。）に収容する。

4 その他の消防関係機関及び特定事業所等の措置

(1) 特定事業所等は、応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

(2) 県は、消防局又は現地本部等から要請があった場合、必要に応じて医療班を派遣するものとする。

第5章 医療救護対策

第1節 事故災害時における医療救護体制

特定事業所等において火災、爆発、危険物等の漏えい等の災害が発生し、人的被害が発生した場合の医療救護活動は、次に掲げるところにより行う。

1 医療救護活動の基本

(1) 通常の医療体制で対応可能な場合

災害の状況等から通常の医療体制で対応可能なときは、救急隊による患者搬送を行い、市救急医療体制等における医療救護活動を実施する。

(2) 通常の医療体制で対応不能な場合

ア 受入医療機関の調整

被害が甚大な場合や更なる拡大が見込まれる場合には、市本部医療調整チームを立ち上げる。医療調整チーム長は、災害拠点病院等と患者の受入を調整し、県にDMA Tの派遣を要請する。また、被害の状況に応じて、広域搬送の調整を行う。

現地本部要請窓口	671-2064（総務局危機管理室）
要請時伝達事項	1 負傷者数 2 負傷の程度、原因 3 必要とする医療救護班の班数

イ 医療チーム等の要請

(7) 横浜救急医療チーム（YMA T）の要請

消防局長は、災害現場において、複数の重症者や多数の傷病者が発生し、又は発生が予想され、若しくは緊急の現場医療活動が必要と判断した場合は、横浜救急医療チーム（YMA T）協力病院に対して、YMA Tの出動を要請する。

(イ) 災害派遣医療チーム（DMA T）の要請

被害が甚大な場合や更なる拡大が見込まれる場合等、市内医療機関の応需体制の強化を図るべきと判断した場合は、県知事に対して、DMA Tの派遣を要請する。

(ウ) 日本赤十字社救護班の要請

医療救護活動の強化のため、必要に応じて、日本赤十字社神奈川県支部に対して救護班の派遣を要請する。

(エ) 医療救護隊の要請

避難場所等を開設し、巡回診療等が必要と判断した場合は、横浜市医師会及び横浜市薬剤師会に対して、医療救護隊の出動を要請する。

(3) 災害情報等の評価

市本部医療調整チームは、医療資源の過不足や負傷者の発生状況など、応急医療を実施するための各種情報を把握、分析、評価したうえで、医療救護体制を確立する。

2 医療救護班等の活動体制

(1) 市立病院・災害拠点病院等による医療救護班及びYMAT（横浜救急医療チーム）

災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて医療救護班を編成し、大規模な人身事故現場等に派遣する。ただし、消防局長が、事故現場等の状況から消防隊等との連携による人命救助活動が必要と判断した場合、YMAT協力病院にYMATの出動を要請する。

ア 医療局長は、病院経営本部長に対して、市立市民病院及びみなと赤十字病院の医療救護班の編成及び出動を要請する。

イ 医療局長は、政策局長に対して、横浜市立大学附属病院及び同附属市民総合医療センターの医療救護班の編成及び出動を要請する。

ウ 医療局長は、前記以外の災害拠点病院に対して、医療救護班の編成及び出動を要請することができる。

エ 医療局長は、医療救護班の編成・配置要請状況について、県医療救護本部と情報の共有を行う。

項目	医療救護班の編成基準			医療救護班の編成数等
				(*) YMAT 協力病院
市立病院による医療救護班	医師	看護師	事務	1 横浜市立市民病院 1班(*) 2 横浜市立みなと赤十字病院 1班(*) ※ 日本赤十字社神奈川県支部が編成する救護班を充てる。
	2人	5人	1人	
	(事務は病院職員)			
横浜市大による医療救護班	各病院の編成基準による			1 横浜市立大学附属病院 2 横浜市立大学附属市民総合医療センター(*)
災害拠点病院による医療救護班(市立病院・横浜市大以外)	各病院の編成基準による			1 昭和大学藤が丘病院(*) 2 横浜労災病院(*) 3 昭和大学横浜市北部病院 4 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院(*) 5 けいゆう病院 6 国立病院機構横浜医療センター(*) 7 済生会横浜市南部病院 8 横浜南共済病院(*) 9 済生会横浜市東部病院(*)

(2) 横浜市医師会による救護隊

医療局長は、医療救護班の派遣のみでは医療救護活動に不足が生じるときは、横浜市医師会長に対して救護隊の出動を要請する。

横浜市医師会救護隊本部	201-7361 (横浜市医師会)
-------------	-------------------

(3) 日本赤十字社神奈川県支部の活動体制

県内赤十字病院(横浜市立みなと赤十字病院、秦野赤十字病院、津久井赤十字病院)は、入院患者の万全を期するとともに、負傷者の医療救護活動を行う。また、必要と認めるときは、次の救護班を編成し、派遣する。

項 目	救護班の編成基準	救護班の編成数								
日本赤十字社神奈川 県支部による救 護班	救護班 1 個班の編成は、次のとおりとする。	1 横浜市立みなと赤十字病院 7 班 (内 1 班は再掲)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>医師</th> <th>看護師長</th> <th>看護師</th> <th>主事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>2 人</td> <td>2 人</td> </tr> </tbody> </table>	医師	看護師長	看護師	主事	1 人	1 人	2 人	2 人	2 秦野赤十字病院 5 班
	医師	看護師長	看護師	主事						
1 人	1 人	2 人	2 人							
		3 津久井赤十字病院 3 班								

3 医療の範囲及び期間

- (1) 医療救護隊（班）が仮救護所において行う医療等の範囲は、原則として、次のとおりとする。
 - ア 重症度選別（トリアージ）
 - イ 診察
 - ウ 薬剤又は治療材料の支給
 - エ 処置、手術、その他の治療
 - オ 医療機関への搬送指示
- (2) 横浜救急医療チーム（YMAT）の行う医療等の範囲
 - ア 上記(1)
 - イ 安全が確保された災害現場での医療活動
 - ウ 現地指揮本部における医療指揮者としての活動
- (3) 医療の実施期間

災害の程度に応じて市長が定める。

4 医療救護活動

- (1) 仮設救護所の設置

災害医療活動にあたり必要と認めるときは、災害現場、避難場所等に仮設救護所を設置する。
- (2) 医療救護隊（班）の出動
 - ア 医療局長の出動要請

医療局長は、被害状況及び負傷者の発生状況に応じ、前記 1 (2)により市立病院、市立大学附属病院、災害拠点病院等に対し医療救護班の出動を要請するとともに、県が指定する災害拠点病院であることから、県の医療救護本部長に報告する。

また、必要に応じて横浜市医師会、日本赤十字社神奈川県支部に対して応援要請を行う。
 - イ 区長の出動命令及び要請

区長は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急の必要があるときは、当該区医師会に対して区医師会救護隊の出動を要請することができる。
- (3) 医療救護班の任務

各医療救護班は、原則として医療局長の指揮のもとに、前記 3 の医療救護の範囲で活動を実施する。ただし、区長の指示があったときは、必要な措置を実施する。

(4) 応需体制

ア 第一次応需体制

災害発生現場における医療活動の内容は、応急手当及び重傷度選別（トリアージ）を実施し、さらに医療の必要な者は救急車及び市立病院所管の車両等を使用し、第二次応需医療機関へ移送する。

イ 第二次応需体制

横浜市立市民病院、横浜市立みなと赤十字病院、市大附属病院及び市大附属市民総合医療センターのほか、地域中核病院（済生会横浜市南部病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、横浜労災病院、昭和大学横浜市北部病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター）を基幹病院として、空床利用により患者受入れにあたる。また、その他の災害拠点病院等の協力を得るほか、状況により県と調整し、市外の医療機関に受入れを依頼する。

(5) 区役所からの応援要請窓口

ア 市本部医療調整チーム

イ 各区医師会：各支部長

第2節 震災時における医療救護体制

震災時の応急医療及び保健衛生については、「横浜市防災計画・震災対策編」に定める、応急医療、広域医療搬送体制、生活衛生、感染患者発生時の対応、こころのケア等を準用し対応する。

第6章 災害時の広報と報道

災害時には、特別防災区域及びその周辺地域をはじめとした市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱を防止し、適切な判断による行動がとられるよう、速やかに広報体制を確立し、関係機関との連携のもと、適切かつ迅速な広報活動を行う。

第1節 実施内容

1 災害時広報

関係区局は、住民に対して、災害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を、次のとおり実施する。

(1) 広報車による広報

区長は、必要な地域へ放送設備(携帯マイク等を含む。)を有する車両を出動させ、広報を実施する。

(2) 航空機による広報

ア 消防局航空消防隊(消防ヘリコプター)による広報

消防局長は、必要に応じて、航空消防隊(消防ヘリコプター搭載のスピーカー)により、住民に対して各種情報提供や避難指示、避難誘導等を実施する。

イ 区長の要請

区長は、上空からの広報が必要と判断したときは、次の内容を消防局長に要請する。

(ア) 広報する地域

(イ) 広報内容

(ウ) その他必要な事項

(3) 職員による広報

区長は、広報車の活動が不能な地域又は特別に必要なが認められる地域に対して、職員を派遣して広報を実施する。

(4) インターネットによる広報

現地本部は、「避難指示」等を市ホームページへ掲載するとともに、防災情報Eメール及び緊急速報メールで配信し、また、災害関連情報を必要に応じてツイッターで配信する。

(5) 文字放送等による広報

現地本部及び区は、協定締結機関を通じて、「避難指示」等を発信する。

(6) 津波警報伝達システム

必要に応じ、津波警報伝達システムを活用し、「避難指示」等を伝達する。

2 災害時報道

(1) 災害時報道体制

災害時における報道機関との対応は、現地本部が一元的に行う。

(2) 報道機関への発表

ア 現地本部からの発表は、情報の軽重に応じ、市長、危機管理監、危機管理室長又は危機管理部長が行う。

イ 情報提供は、混乱を防止するため、市現地本部の定める場所及び方法で行う。

ウ 市現地本部から発表された事項については、各局と連絡がとれるよう、各局は広報担当職員をあらかじめ指定する。

エ 市政記者、ラジオ・テレビ記者のための資料提供室を確保する。

第7章 避難と受入れ

爆発等の影響が特別防災区域外にも及ぶような大規模な災害も含め、人命への危険性が高まる事態が発生した場合は、市民の生命と身体を災害から守るため、次により、安全かつ迅速に避難活動を開始する。

第1節 避難計画

1 避難の勧告及び指示

(1) 基準

避難の勧告、指示及び屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置の指示（以下「避難勧告等」という。）は、災害の拡大等により住民等の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に、次の基準により区長名で行う。ただし、複数区にまたがるような広域的な避難を行う必要があるときには、市長名で行う。

ア 火災の延焼拡大又はガス等の流出拡大により、居住者、滞在者その他の者に生命の危険が及ぶと市長又は区長が認めるとき。

イ その他災害の状況により、市長又は区長（以下、本章において「市長等」という。）が必要と認めるとき。

(2) 避難勧告等の実施者及び実施方法等

ア 住民への避難勧告等の実施は、(1)の基準に該当する様な事案の発生又は発生のおそれがある場合などに、区本部を構成する職員（区本部職員、土木事務所地区隊、消防地区本部、その他各地区隊）が連携して実施する。

イ 本市以外の機関の行う避難の勧告又は指示は、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条等の規定に基づき、次により行う。

(7) 警察官及び海上保安官

警察官及び海上保安官は、市長等が勧告、指示等を行ういとまがないとき又は市長等が要請したとき若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きの指示等を行う。

(4) 自衛官

災害派遣部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

(3) 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を実施するときは、できる限り住民等に対し次の事項を明示し、安全かつ迅速に避難させる。

避難勧告・指示の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 避難を要する理由・ 避難勧告・指示の対象地域・ 避難先とその場所・ 避難に関する注意事項
------------	---

(4) 避難勧告等の伝達及び避難誘導

ア 区長及び消防地区本部長は、広報車による広報も含め、防災情報Eメール、緊急速報メール、市ホームページ等あらゆる手段を活用して避難勧告等を伝達し、町の防災組織等の協力を得て避難誘導を行う。

イ 聴覚障害者への伝達

区長は、事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信する。

(5) 報告等

ア 区長が避難勧告等を発令した場合

区長は、避難勧告等を発令したとき又は警察官、海上保安官、自衛官等が避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、次の報告事項を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告し、危機管理システムに入力する（解除のときも同様に報告する。）。

なお、避難情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、次の報告事項のうち、明らかになった事項から報告し、順次、情報を追加する。

報告事項	1 避難勧告等の発令日時 2 避難の対象地域 3 避難対象世帯数及び人員数 4 収容対象施設（学校名、所在地等） 5 その他必要な事項
------	---

イ 市長が避難勧告等を発令した場合

市長が避難勧告等を発令した場合は、関係局長及び区長に対し、次の事項を無線ファクシミリ、有線ファクシミリ、本部会議等により速やかに通知し、危機管理システムに入力する。

報告事項	1 避難勧告等の発令日時 2 避難の対象地域 3 その他必要な事項
------	---

ウ 県知事への報告

市長は、避難勧告等を発令したとき若しくは区長から避難の勧告・指示を行った旨の報告を受けたとき又は警察官、海上保安官、自衛官等が避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告する。

エ 関係機関等への連絡

市長等は、避難の勧告・指示を実施したときは、県警察本部、自衛隊等の関係機関に対して、その内容を通報する。

オ 各避難場所の活動報告

区長は、開設した避難場所での活動を、市長に報告する。

(6) 避難勧告等の解除

市長等は、避難の必要がなくなったときは、本市及び防災関係機関が行った避難の勧告・指示を解除し、直ちに広報車による広報、防災情報Eメール、緊急速報メール、市ホームページ等により、市民が十分に了知できる方法で、その旨を公示する。また、市長は、その旨を県知事に報告する。

2 避難施設での受入れ

区長は、避難施設での受入れについて、次の事項を実施する。

- (1) 避難勧告等を行った場合の避難者の受入れは、災害の状況により、住民の生命に危険が及ばない適切な施設を選定する。
- (2) 避難勧告等を行い、避難施設を指示したときは、速やかに当該施設の管理者にその事実を通知するとともに、当該施設に職員を派遣し、避難者の受入れに必要な措置を講じる。
- (3) 避難人員等の掌握
避難施設における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項を確認し、その状況を市長に報告する。

3 避難誘導

区長は、次の事項に配慮し、避難誘導を実施する。

- (1) 消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう組織的な避難誘導に努める。
- (2) 避難誘導にあたっては、事前に安全な経路を検討し、必要に応じて誘導員を配置するなど事故防止に努める。
- (3) 避難誘導を行う際には、要援護者に配慮して行う。

第2節 被災者の受入れ

1 事故災害時における開設等

(1) 避難場所の開設

区長は、事業所において火災、爆発等が発生し、必要であると認めるときは、避難場所となる小中学校（地域防災拠点）を選定し、開設準備のため、あらかじめ定めた区職員を派遣し、施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を講じる。

(2) 避難施設の維持管理

区長は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等避難施設の維持管理について、関係局に必要な協力を求めるものとする。

(3) 報告等

区長は、受入施設の開設時期、避難世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について、市長に報告する。

(4) 県有施設の利用

市長は、被災者の一時的受入れについて、必要があると認めた場合には、県に対し、県有施設の一部の利用を要請する。

ア 開放する県有施設

- (ア) 一時避難施設として利用に供する県有施設は、次の要件を備えるものとする。

県有施設の要件	<ol style="list-style-type: none">1 災害後において、避難施設として使用可能であること。2 原則として、受入能力 50 人以上の施設であること。3 給水、給食等の救護活動が容易であること。
---------	---

(イ) 対象施設の種類

対象施設の種類	1 県立高等学校教育施設、体育館 2 青少年センター、青少年会館、図書館、労働福祉会館 3 保養所、その他
---------	---

イ 利用期間

一時受入施設の利用期間は、受入れの日から7日以内とする。ただし、被災状況に応じ、県との調整により延長できるものとする。

なお、この場合、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲において利用するものとする。

2 震災時における避難場所の開設

震度5強以上の地震が発生したときは、横浜市防災計画「震災対策編」を準用し、地域防災拠点を開設する。

第8章 警戒・警備

第1節 実施内容

1 市の措置

(1) 警戒区域の設定

市長等は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 消防警戒区域及び火災警戒区域の設定

ア 消防警戒区域

- (ア) 消防隊等が災害現場活動を行うのに必要な範囲とする。
- (イ) 火点を中心として、風下を広くとり道路境界等を警戒線とする。
- (ウ) 部隊配備（各車両停車位置）を考慮した範囲とする。
- (エ) 建築物の配列、構造等による延焼又は倒壊危険を考慮する。
- (オ) 高圧ガス、アセチレンボンベ等がある場合は、爆発危険を考慮して設定する。

イ 火災警戒区域

- (ア) ガス、危険物等の漏えい、流出事故による火災危険要因の排除、災害の拡大防止等の必要な範囲とする。
- (イ) 安全を考慮して広めに設定し、可燃性ガス測定器での測定、関係者からの聞き込み等から必要な範囲に縮小する。

ウ 設定要領

(ア) 消防警戒区域

- a 火災現場に到着した現場最高指揮者又は各消防隊長は、車載マイクを利用して消防活動上必要な範囲を明示して消防警戒区域とする旨の宣言（広報）を行い、付近住民に対し消防活動の障害とならないよう警戒区域外への退去を命じる。
- b 現場最高指揮者は、必要により警戒区域の設定担当隊を指定して確実に設定する。
- c 設定担当隊長等は、部隊の部署位置及び災害現場周辺の状況を判断して、警戒区域を設定し、その状況を現場最高指揮者に報告する。
- d 区域の設定は、消防職員又は消防団員の職権であることに留意し、積極的に現場の警察官等に協力要請の配慮をする。
- e 警戒区域は、ロープ等で明示し、警察官又は消防団員に依頼し、一般人の出入を規制する。

(イ) 火災警戒区域

消防警戒区域に準ずるほか、次のとおりとする。

a ガス、危険物等の漏えいの場合

広範囲に可燃性ガスが滞留していることが可燃性ガス警報器又は臭気、噴出音等で予想される場合は、警戒区域周囲に監視拠点を何箇所が設け、可燃性ガスの測定を行い、危険範囲の拡大、縮小等を現場最高指揮者（現場指揮本部）へ報告する。

b 火薬等の爆発物の場合

直ちに関係機関の責任者と協議し、火薬量、状況、品名等から危険範囲を予測し、速やかに警戒区域を設定する。

c 警戒区域を設定したとき又は解除したときは、速やかに司令課長に連絡する。

2 県警察（関係警察署）の措置

(1) 警戒区域の設定

ア 警察署長は市長等から要求があった場合、この要求に基づき、警戒区域を設定する。また、消防職員等が現場にいないときは、必要に応じて警戒区域を設定するものとする。

イ 警戒区域の設定にあたっては、地域住民の安全と関係機関の救助活動等応急措置の円滑を図るよう努める。

ウ 警戒線は立看板、ロープ、赤旗、赤色橙等の資機材を活用して設定し、住民等に徹底する。

エ 警戒線及びその周辺には、必要な要員を配置して立入禁止等の群衆整理を行う。

オ 警戒区域内及びその周辺の警らを強化し、危険防止と各種犯罪の予防取締りを行う。

3 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部）の措置

横浜海上保安部は、災害の発生又は発生するおそれがある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域として設定し、船舶の航行制限など必要な措置を行う。

4 環境創造局及び県（薬務課、消防保安課）の対応

警戒区域の設定にあたって、県薬務課、消防保安課、環境創造局は、必要な助言、指導を行い警戒範囲の決定の補佐を行うものとする。

第9章 緊急輸送対策

第1節 実施内容

1 緊急輸送路等の確保

関係局長は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、輸送機能の確保を図る。

(1) 道路局・区役所

災害発生連絡を受けた関係区土木事務所（京浜臨海地区・・・鶴見・神奈川、根岸臨海地区・・・中・磯子・金沢）は直ちに初期活動を開始し、避難路並びに緊急車両及び災害応急車両等の通行確保のため次の応急対策を実施する。

ア 緊急体制の確立

緊急出動体制については、平素から応急用資機材を整備するとともに、応援を必要とするときは、各区の土木事務所長は管内の横浜建設業防災作業隊に出動を要請する。

イ 交通遮断並びに沿道住民及び通行者の措置

職員は災害発生後直ちに現場に出動し、災害の状況に応じて道路の交通の遮断を行い、う回路を指示し、災害発生現場への付近住民、通行者の立入を禁ずる。警察、消防署員の到着後は、それらの指示に従って措置する。

ウ 応急措置

道路の陥没、道路の亀裂等が発生した場合は、占用物件の損否を確認し、速やかに応急復旧措置を行う。また、路上放置車両が消防活動、輸送活動等の緊急を要する車両の通行に著しく支障をきたす場合は、災害対策基本法に基づき、必要な措置を行う。

(2) 港湾局

ア 在港船舶の避難

港湾局長は、京浜港長と調整のうえ、代理店との調整及び国際VHF無線により在港船舶との連絡を行った後、避難船舶の運航調整、水先人等への情報提供を行い、適切に避難させる。

イ 海上交通規制

港湾局長は、本市港務艇2隻及びパトロール艇2隻を出動させ、海上の状況の調査・把握を行うとともに、港内の安全確保のため、必要に応じて、京浜港長に対して、所要の航行規制を要請する。

ウ 海上障害物の除去

海面に障害物が漂流した場合、港湾局長は本市港務艇2隻及び清掃船3隻を出動させ、船舶航行の支障とならない水域に曳航し、収集又は一時係留した後、適宜処理するほか、大型の漂流物等については、「災害時における曳船の協力に関する協定」に基づき、横浜川崎曳船㈱にタグボートの出動を要請する。また、必要により関東地方整備局京浜港湾事務所に協力を要請する。

2 海上輸送による緊急物資の受入れ及び輸送体制

(1) 海上輸送基地の確保

港湾局長は、緊急物資を速やかに受け入れるため、周辺状況を調査・把握するとともに、物資受入れに支障が生じると判断した場合には、関東地方整備局京浜港湾事務所と協力のうえ、横浜港運協会、横浜港災害対策支援協議会に対して、出動を要請する。また、受入れに当たっては、海上輸送基地を中心に被害状況、輸送船舶の諸元等を把握し、速やかに受け入れ岸壁を選定し、あわせて、背後の荷捌き地、一時保管のための上屋を確保する。

なお、接岸岸壁に不足が生じるときは、横浜海上保安部に対して、海上防災基地の岸壁の使用を要請する。

(2) 救援船の受入れ

港湾局長は、救援船の入港に際しては、接岸岸壁を指定するとともに、水先人・タグボート・綱取りに待機を依頼する。

また、国際VHF無線又は本市港務艇2隻からの情報により到着を確認し、救援船の安全な接岸を確保する。

(3) 救援物資の受入れ及び海上輸送

港湾局長は受入場所を決定し、荷役作業及び輸送に必要な人員、機材の提供を横浜港運協会に要請する。また、海上輸送基地間の海上輸送が必要となった場合、港湾局長は、「災害救援応急措置の協力に関する協定」等に基づき、横浜港運協会、(株)ポートサービス、京浜フェリーポート(株)、横浜屋形船事業共同組合、クルーズライン協同組合、関東旅客船協会、(社)日本外航客船協会、横浜ベイサイドマリナー(株)に対して、船舶等の提供を要請する。

なお、これらの手段によるいとまがないとき又はこれらの手段によっても不足が生じる場合は、横浜海上保安部に対して巡視船艇、関東地方整備局京浜港湾事務所に対して調査監督船等による輸送協力を要請する。

3 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部）の措置

横浜海上保安部は、巡視艇により災害対策要員及び必要資機材の輸送を行う。

4 広域共同防災組織の措置

広域共同防災組織は、その構成事業所又は消防本部から大容量泡放射砲等の出動の要請を受けたときは、直ちに大容量泡放射砲等の輸送に必要な車両を調達し、あらかじめ定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。

5 その他の防災関係機関及び特定事業所の措置

防災関係機関及び特定事業所は緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、緊急輸送の実施及び輸送力の確保に関し、必要な措置を講ずる。

6 応援協力関係

(1) 輸送力に不足が生じた場合は、県と協力し、防災関係機関及び事業所等に対し、応援を要請するものとする。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力するものとする。

第10章 交通規制

第1節 実施内容

1 道路交通規制の実施

県警察では、救出、救助、消火、物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、県道等のうち54路線を緊急交通路として選定し、被災状況を勘案のうえ、必要な区間について災害対策基本法に基づく交通規制を行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努める。このため、指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることになる。

(1) 交通規制に関する措置

ア 緊急交通路の指定等

- (7) 県警察は、被災地の状況、指定想定路の被災状況等を勘案し、原則として指定想定路の中から緊急交通路を指定する。
- (4) 警察署長は、緊急交通路において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい障害を生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3の規定により放置車両等の移動措置をとるとともに、道路管理者等と連携して道路啓開措置を行い道路機能の早期回復を図る。

イ 面規制の実施

(7) 被災地における通行の禁止及び制限

県警察は、被災地における交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、被災状況等に応じて車両の通行を原則として禁止する区域又は通行禁止区域方向へ進行する車両の通行を制限する区域を指定し、通行の禁止又は制限を実施する。

(4) 通行禁止区域及び通行制限区域におけるう回路

県警察は、通行禁止区域又は通行制限区域を定めた場合において、通行禁止区域又は制限区域を囲む外周道路をう回路とする等所要の交通規制を実施する。

ウ 隣接都県境における車両の流出入規制

県警察は、関係都県警察と連携の上、東京都境、静岡県境及び山梨県境における車両の流出入規制を実施する。

エ 交通検問所及び交通広報要点に対する警察官の配備

県警察が、緊急交通路、う回路を指定したときは、緊急交通路の主要交差点に交通検問所及び交通広報要点を設置して、警察官を配置する。

(7) 交通検問所

緊急交通路における緊急通行車両以外の一般車両の通行の禁止、緊急通行車両の確認並びに証明書及び標章の交付等所要の交通対策活動を行う。

(4) 交通広報要点

通行禁止等の広報、交通整理誘導等の交通対策活動を行う。

(2) 交通情報の伝達等

ア 道路交通状況の実態把握

交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、災害発生と同時に警備計画に定める交通情報員を派遣し、管轄区域の交通状況の実態を把握するほか、交通監視用カメラの活用、航空隊との連携等により交通全般の状況を掌握する。

イ 交通情報の相互活用

災害時における県警察の交通情報は、県警察警備本部と交通管制センターに集約し、その情報交換については、県災害対策本部等との間に設定した専用電話をもって相互に連絡し、災害応急対策に資する。

(3) 交通情報の広報

交通規制を実施した場合、標示板、立看板、携帯用拡声器等を活用して積極的な現場広報の実施に努めるとともに、交通情報板やラジオ放送の活用を配慮するなど、ドライバーをはじめ地域住民等に周知徹底させるための組織的な広報を実施する。

2 海上交通規制の実施

第三管区海上保安本部は、船舶の火災、危険物の流出等により海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒海域を設定し、当該海域への進入、航行の制限又は禁止を行う。

緊急交通路指定想定路線一覧

No.	路線名	区間
1	東名高速道路	東京都境から静岡県境までの間
2	新東名高速道路	海老名南JCTから伊勢原大山ICまでの間
3	中央自動車道	東京都境から山梨県境までの間
4	首都高速道路 (横羽線、三ツ沢線、狩場線、大黒線、川崎線、湾岸線、横浜北線及び横浜北西線)	東京都境から石川町JCTまでの間(横羽線)、金港JCTから三ツ沢ICまでの間(三ツ沢線)、本牧JCTから狩場ICまでの間(狩場線)、大黒JCTから生麦JCTまでの間(大黒線)、大師JCTから川崎浮島JCTまでの間(川崎線)、並木ICから都県境までの間(湾岸線)、横浜港北JCTから生麦JCTまでの間(横浜北線)及び横浜青葉JCTから横浜港北JCTまでの間(横浜北西線)
5	国道1号 (横浜新道、新湘南バイパス及び西湘バイパスを含む。)	東京都境から静岡県境までの間
6	国道15号	東京都境から青木通交差点までの間
7	国道16号 (保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路を含む。)	東京都境から馬堀海岸四丁目東交差点までの間
8	国道20号	東京都境から山梨県境までの間
9	国道129号	高浜台交差点から橋本五差路交差点までの間
10	国道132号	塩浜交差点から川崎区役所前交差点までの間
11	国道133号	開港広場前交差点から桜木町一丁目交差点までの間
12	国道134号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
13	国道135号 (真鶴道路を含む。)	静岡県境から早川口交差点までの間
14	国道138号	静岡県境から宮の下交差点までの間
15	国道246号	東京都境から静岡県境までの間
16	国道255号	新籠場交差点から小田原市民会館前交差点までの間
17	国道271号	小田原厚木道路厚木ICから小田原西ICまでの間
18	国道409号 (東京湾アクアラインを含む。)	溝口交差点から大師河原交差点までの間、東京湾アクアラインは川崎浮島JCTから千葉県境までの間
19	国道412号	厚木市立病院前交差点から相模湖駅前交差点までの間
20	国道413号	山梨県境から国道16号と交差する地点(橋本陸橋下)までの間
21	国道466号	第三京浜道路東京都境から保土ヶ谷ICまでの間
22	国道467号	山王原交差点から片瀬東浜交差点までの間
23	国道468号	首都圏中央連絡自動車道茅ヶ崎JCTから東京都境までの間
24	県道2号(東京丸子横浜)	東京都境から浦島丘交差点までの間
25	県道3号(世田谷町田)	多摩水道橋交差点から上麻生交差点までの間
26	県道6号(東京大師横浜)	東京都境から大黒町入口交差点までの間
27	県道9号(川崎府中)	溝口交差点から東京都境までの間
28	県道12号(横浜上麻生)	西神奈川交差点から上麻生交差点までの間
29	県道13号(横浜生田)	高島町交差点から荏田町交差点までの間
30	県道14号(鶴見溝ノ口)	鶴見警察署前交差点から高津交差点までの間
31	県道21号(横浜鎌倉)	吉野町三丁目交差点から滑川交差点までの間
32	県道22号(横浜伊勢原)	関の下交差点から上北ノ根交差点までの間
33	県道24号(横須賀逗子)	船越町交差点から銀座通り入口交差点までの間
34	県道26号(横須賀三崎) (三浦縦貫道を含む。)	本町一丁目交差点から日の出交差点までの間
35	県道28号(本町山中)	本町ICから横須賀ICまでの間
36	県道30号(戸塚茅ヶ崎)	藤沢バイパス出口交差点から浜須賀交差点までの間
37	県道40号(横浜厚木)	相模大塚交差点から相模大橋東交差点までの間
38	県道43号(藤沢厚木)	海老名インター入口交差点から厚木市立病院前交差点までの間
39	県道44号(伊勢原藤沢)	伊勢原市役所入口交差点から茅ヶ崎中央インター交差点までの間
40	県道45号(丸子中山茅ヶ崎)	丸子橋交差点から茅ヶ崎駅前交差点までの間
41	県道46号(相模原茅ヶ崎)	上溝交差点から柳島交差点までの間
42	県道51号(町田厚木)	東京都境から河原口交差点までの間
43	県道52号(相模原町田)	下当麻交差点から東京都境までの間
44	県道54号(相模原愛川)	上溝交差点から半原日向交差点までの間
45	県道62号(平塚秦野)	相模貨物駅前交差点から堀川交差点までの間
46	県道63号(相模原大磯)	市役所入口交差点から分れ道交差点までの間
47	県道64号(伊勢原津久井)	分れ道交差点から梶野交差点までの間
48	県道71号(秦野二宮)	落合交差点から二宮交差点までの間
49	県道72号(松田国府津)	国道255号と交差する地点(金田交番前)から親木橋交差点までの間
50	県道73号(小田原停車場)	城山中学校入口交差点から早川口交差点までの間
51	県道74号(小田原山北)	城山中学校入口交差点から宮地交差点までの間
52	県道75号(湯河原箱根仙石原)	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間
53	県道77号(平塚松田)	土屋橋交差点から神山交差点までの間
54	県道78号(御殿場大井)	矢倉沢交差点からインター前交差点までの間
55	県道311号(鎌倉葉山)	長柄交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
56	逗葉新道	逗子インター入口交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
57	横浜市道(みなと大通り線)	県庁前交差点から扇町一丁目交差点までの間
58	横浜市道(山下本牧磯子線)	開港広場前交差点から八幡橋交差点までの間
59	横浜市道(環状2号線)	屏風ヶ浦交差点から上末吉交差点までの間

第 11 章 災害救助法の適用

災害救助法に定める救助及び災害救助法の適用申請等については、横浜市防災計画を準用するものとする。

【法に定める救助】

- ・ 避難所の設置
- ・ 応急仮設住宅の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の給与
- ・ 飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 被災者の救出
- ・ 被災した住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 死体の捜索及び処理
- ・ 障害物の除去

第 12 章 生活関連施設の応急復旧活動

道路、橋りょう、河川、港湾等の都市施設等が被災したときは、消火、救助・救急、物資輸送等の応急活動及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧活動を実施する。

なお、応急復旧活動については、原則として「横浜市防災計画」を準用し、必要な措置を講ずる。

第5部 南海トラフ地震臨時情報発表時 の対応

第5部 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合の対応については、「横浜市防災計画・震災対策編」を準用するとともに、県コンビナート計画を受けて、次のとおりとする。

第1章 本市の活動体制

市長は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準の規定に基づき、現地本部を設置するとともに、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、横浜市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

なお、現地本部については、「横浜市防災計画・震災対策編」に基づく、組織及び事務分掌等を準用し、市本部との一体的な運用を図ることとする。

1 気象庁が発表する南海トラフ臨時情報の種類による本市の配備体制

南海トラフ臨時情報が発表された場合の本市の対応は、次のとおりとする。

(1) 市内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たる。

(2) 市内で地震等が発生していない場合

気象庁が発表する情報に応じて、次表に定める体制とし、各区局必要な人員を配備する。

気象庁が発表する情報	配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	通常体制にて情報収集の実施
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	市・区災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	市・区警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	通常体制

2 現地本部

(1) 市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、直ちに市庁舎10階危機管理室に現地本部を設置する。

(2) 市長は、現地本部が設置されたときは、直ちにその旨を各区局長及び防災関係機関等に通知する。

(3) 市長は、現地本部の設置を報道機関に発表する。

(4) 現地本部が設置されたときは、市庁舎災害対策本部入口に現地本部の標示をする。

3 区本部

- (1) 区長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、現地本部長から区本部長設置の指示を受けたときは、直ちに区役所内に区本部を設置する。
- (2) 区長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を現地本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内の防災関係機関等に通知する。
- (3) 区本部が設置されたときは、区本部室入口に区本部の標示をする。

4 現地本部等の廃止

大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う旨が国から発表されたときは、市長は本部長（県知事）と協議のうえ現地本部を廃止する。

また、市長は、区長に対し、区本部の廃止の指示を行うとともに、県及び防災関係機関に現地本部廃止の連絡を行う。

区長は、市長から区本部の廃止の指示を受けたときは、区本部を廃止するとともに、防災関係機関に区本部廃止の連絡を行う。

第2章 住民の防災対応等

1 日頃からの地震への備えの周知啓発等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとることがないように、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促す。
- (2) 大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努める。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国及び県からの呼びかけに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知する。
- (4) 後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知する。

2 津波からの避難対策

南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した際、本市の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報が発表された場合の避難の指示は、「横浜市防災計画・震災対策編」第3部第9章第1節の1 避難勧告等の定めるところにより行う。

【南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象】

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

(1) 半割れ（大規模地震）/被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

(2) 一部割れ（前震可能性地震）/被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合。また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

(3) ゆっくりすべり/被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。

異常な現象に対する評価	発表される情報
半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
ゆっくりすべりケース	

【気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報】

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。当該評価結果が、3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。

横浜市石油コンビナート等防災対策編

発行・編集／横浜市総務局危機管理室

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL 045-671-4096

発行年月日／令和4年4月